

〔論 文〕

フランス連結会計基準の国際的調和 (17)

大 下 勇 二

1. はじめに
2. 国際的調和化に対するフランス会計制度のスタンス
3. フランス連結会計基準
 - (1) 連結範囲の決定基準 (以上第35巻第4号)
 - (2) 作成免除 (連結免除)
 - (3) 連結禁止・連結放棄 (以上第35巻第4号)
 - (4) 連結範囲に関する事例
 - (5) 1998年12月のプラン・コンタブル連結会計規定の改正 (以上第44巻第3号)
 - (6) 連結会計の基本原則 (以上第36巻第2号)
 - (7) 個別計算書類の再処理
 - (8) 個別計算書類の義務的再処理
 - ① 同質性の再処理
 - ② 税法の適用だけのために行なわれた会計処理の影響の除去を目的とする再処理 (以上第36巻第3号)
 - ③ 繰延税金の会計処理から生ずる再処理 (以上第37巻2号, 第3号, 第4号)
 - (9) 個別計算書類の選択的再処理
 - ① 商法典およびプラン・コンタブル(PCG)により認められたオプション (以上第38巻第1号)
 - ② D248-8条オプション (以上第39巻第2号)
 - ③ 6条オプション (以上第39巻第3号)
 - (10) 外貨換算会計 (以上第39巻第4号, 第40巻第1号)
 - (11) リース会計 (以上第40巻第4号)
 - (12) 連結計算書類の作成基準
 - ① 資本連結
 - 1) 1968年国家会計審議会 (CNC) 勧告書における資本連結の特徴
 - 2) 1968年国家会計審議会 (CNC) 勧告書の適用例 (以上第43巻第1号)
 - 3) 1968年国家会計審議会 (CNC) 勧告書の資本連結の問題点
 - 4) 1978年国家会計審議会 (CNC) 報告書案および1982年プラン・コンタブル・ジェネラルの連結会計規定 (以上第44巻第3号)
 - 5) 1970・80年代におけるフランス多国籍企業グループの資本連結処理 (以上第45巻第1号)
 - 6) 第一回連結差額の処理と無形資産の計上問題 (以上第45巻第2号)
 - 7) 1990年代におけるフランス多国籍企業グループの無形資産計上
 - a. 第一回連結差額の処理と無形資産計上の実態
 - b. 第一回連結差額の処理と無形資産計上の特徴 (以上本号)

7) 1990年代におけるフランス多国籍企業グループの無形資産計上

a. 第一回連結差額の処理と無形資産計上の実態

ここで、前出のフランス多国籍企業グループを取り上げ、1990年代における第一回連結差額の処理と無形資産計上の実態を検討したい。取り上げる企業グループは、1970年代から1980年代におけ

る第一回連結差額の処理の実態を検討した13企業グループから、クレディ・リヨネおよびブジョーSAを除外し、新たにアコー、エリダニア・ベガンセイおよびブイグを加えた14企業グループである⁽¹⁾。

すなわち、レール・リキッド (L'Air Liquid) (化学)、ダノン (Danon) (旧 BSN) (食品)、カルフル (Carrefour) (小売)、アルカテル・アルストム (Alcatel Alsthom) (旧 CGE) (通信・重電)、ラファルジュ (Lafarge) (金属)、ロレアル (L'Oréal) (化粧品)、ルイボトン・モエエネシー (LVMH) (食品・皮革製品)、ペシネー (Pechiney) (非鉄金属)、アバンティス (Aventis) (旧ローヌ・プーランク) (化学)、サン・ゴバン (Saint-Gobain) (ガラス)、トタル (Total) (石油)、アコー (Accor) (ホテル・旅行・レストラン)、エリダニア・ベガンセイ (Eridania Beghin-Say) (食品) およびブイグ (Bouygues) (建設) である。

(1) レール・リキッド・グループ

レール・リキッド・グループにおける会計基準のタイプは、一貫して「国際的基準対応型」(US-GAAP) である⁽²⁾。第1図表は、1990年代における同グループの「のれん」およびその他の無形固定資産に関する連結財務データである。

同グループの総資産に占めるこれら無形要素の割合は、1970年代が3%~4%、1980年代に入って5%~6%に上昇し、1990年代にはさらに7%~8%に上昇したことがわかる。2002年には同グループ総資産の10分1を無形資産が占めるに至った。

また、営業利益に対する無形資産の償却費の割合は、3.3%~5.9%と推移し、利益に少なからず影響を与えた。

第1図表 無形要素に関するレール・リキッド・グループの連結財務データ

(単位：1997年まで百万フラン、1998年以降百万ユーロ)

年 度	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
のれん	1,539	2,653	2,681	3,008	3,198	580	728	744	871	901
その他の無形資産	364	308	343	415	473	76	216	116	148	205
無形資産合計	1,903	2,961	3,024	3,423	3,671	656	944	860	1,019	1,106
総 資 産	41,470	41,457	42,332	48,350	55,782	9,119	10,948	11,509	12,055	10,959
無形資産÷総資産	4.6%	7.1%	7.1%	7.1%	6.6%	7.2%	8.6%	7.5%	8.5%	10.1%
無形資産償却費	112	126	157	-	-	-	51	63	67	73
営 業 利 益	3,439	3,787	4,056	3,965	5,133	847	986	1,179	1,245	1,235
無形資産償却費÷営業利益	3.3%	3.3%	3.9%	-	-	-	5.2%	5.3%	5.4%	5.9%

- ・のれんおよびその他の無形資産の金額は純額
- ・無形資産(純額) = のれん + その他の無形資産
- ・無形資産償却費 = のれん償却費 + その他の無形資産償却費
- ・その他の無形資産は繰延資産を含む
- ・同グループの営業利益は無形資産償却費控除後のものであるため、1996年~1998年を除き、ここでは控除前の数値に修正した
(各年度の年次報告書により筆者作成)

1. 第一回連結差額の処理

同グループの1995年度の年次報告書には、「のれんは、取得価額と取得日の取得純資産の公正価値との差額を表している」(33頁)と注記され、取得日の子会社純資産の「公正価値」を基準に資本連結処理が行われたことがわかる。

従来の同グループの処理は、取得日の純資産の「簿価」を基準に資本連結を行い、子会社純資産簿価と当該会社株式の取得価額との差額は全額「のれ

ん」とする方法(簡便法)を採用していた。公正価値基準の資本連結処理により、同グループの「のれん」は評価差額を除いたものに純化された。

他方、子会社純資産の「公正価値」に基づく資本連結処理の場合、「第一回連結差額」概念は後退することが指摘される。すなわち、当該概念は、取得日の子会社純資産簿価と当該会社株式の取得価額との差額として第一回連結差額がまず認識され、次に評価差額部分と残余の取得差額(のれ

ん) 部分に分解・割当てするというプロセス(原則法)を前提とした考え方であるからである⁽³⁾。

2. 無形資産の分離・計上

前述の注記のとおり、同グループは、取得日の子会社純資産の公正価値と当該会社株式の取得価額との差額を全額「のれん」として処理しており、それ以外に無形要素を分離・計上していない。

3. のれんおよびその他の無形資産の処理

1) のれんの処理

のれんは「一般に認められた米国会計原則に従い40年を超えない間にわたり定額法で償却した」(1995年度の年次報告書32頁)。さらに、「当初ののれんの計算で用いた見積りにおいて逆の変化が発生したことを示す環境では、それに応じてのれん額を減額した。例外的な環境(株式発行の場合)では、のれんは留保利益から控除した」(33頁)。

①規則的償却

当該のれんは40年を超えない期間にわたり定額で規則的に償却されている。

②減損処理の併用

また、規則的償却に加えて一定の場合における「のれん」の減損処理を行なった。このように、レール・リキッド・グループは、のれんの処理に関して規則的償却と減損処理を併用している。

③自己資本控除処理

さらに、株式発行の場合、利益剰余金から控除する処理が新たに採用されている。

2) その他の無形資産の処理

他方、同グループの無形固定資産は、繰延資産(社債発行費・創立費・増資費・開業費)およびその他の無形資産から構成され、その中の「その他の無形資産」は、主としてソフトウェア、ライセンスおよび取得特許権から構成された。これら無形資産はその見積有効年数にわたり償却されている。

以上の処理に見られる特徴、すなわち、のれん以外の無形資産を分離・計上しない点、および計上したのれんの最大40年の規則的償却という特徴は、1970年代～1980年代から一貫して見られる同グループの会計方針の特徴である⁽⁴⁾。

(2) ダノン(旧BSN)グループ

ダノン(DANON)(旧BSN)グループは、一貫して「国際的基準対応型」(US-GAAP)の会計基準のタイプを採用してきた⁽⁵⁾。第2図表は、同グループの無形固定資産および「のれん」の連結財務データである。同グループの場合、ヨーグルト製品(DANON, BIO, Petit Danone等)、ビスケット(DANON, LU等)、ビール(Kronenbourg等)、ミネラル・ウォーター(evian, volvic, BADOIT等)などの分野で、有名商標・ブランドを保有し、総資産に占める無形要素の割合は極めて高い。

すなわち、当該割合は1970年代が3%～4%、1980年代に入って5%～6%に上昇し、特に1988年16.5%、1989年には26.1%にまで達し、さらに1990年代に入ると当該割合は一段と上昇し、40%近くにまで達した。無形要素の処理いかんが同グループの財務状況に大きく影響するといえる。

第2図表 無形要素に関するダノン(旧名BSN)・グループの連結財務データ

(単位:1997年まで百万フラン、1998年以降百万ユーロ)

年 度	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
の れ ん	16,375	17,541	18,651	22,810	22,324	-	3,367	4,948	5,074	3,140
商 標 ・ ブ ラ ン ド	9,933	10,425	11,491	12,030	12,069	5,181	1,850	1,652	1,615	1,259
その他の無形資産	1,230	1,209	1,211	1,323	1,183	191	303	121	119	234
無 形 資 産 合 計	27,538	29,175	31,353	36,163	35,576	5,371	5,520	6,721	6,808	4,633
総 資 産	78,777	87,181	93,168	100,871	98,588	15,042	15,015	17,233	17,095	15,490
無形資産÷総資産	35%	33.5%	33.7%	35.9%	36.1%	35.7%	36.8%	39%	39.8%	29.9%

・のれんの金額は純額
 ・無形資産(純額) = のれん + 商標・ブランド + その他の無形資産
 (各年度の年次報告書により筆者作成)

また、のれん償却費の営業利益に対する割合は、1994年度6.5%、1995年度で6.6%と無視できない大きさであった。

1. 第一回連結差額の処理

ダノン・グループの1995年度の年次報告書によれば、「参加の取得時に認識された第一回連結差額（取得価額と取得日の当該会社の再処理済み自己資本の持分部分との差額）は、一般に連結貸借対照表の適切な項目（フランス会計機関の勧告書に従い被連結会社についての商標・ブランドを含む）に割当てた。割当てられない残余部分（十分に正確な形で評価できない無形要素を含む）は、連結貸借対照表の借方に、のれんの項目で計上した。のれんは、40年を超えない期間にわたり償却し、かつ取得時に採用した前提、定めた目標および考慮した見通しを可能な限り合理的に反映する償却計画に従い償却している。種々のファクターが当初の予想に比して不利な形で変化する場合には、関係するのれんは計画に基づく償却に加えて、減損の対象となっている」（45頁）。

上記の注記に見られるとおり、同グループは第一回連結差額を認識し、当該差額を適切な項目に割当てる原則法の処理を採用している。当該処理は、1980年代から行なわれてきた。

2. 無形資産の分離・計上

第一回連結差額の処理に関して、ダノン・グループの特徴は、第一回連結差額からの分離・割当てによる無形資産の計上処理である。

ダノン・グループの1995年度の年次報告書によれば、「第一回連結差額の商標・ブランドへの割当ては、広告費の支出により維持される金額の大きい永続的な取得商標・ブランドだけに関わっている。専門コンサルタントの助けにより行われたその評価は、とりわけその名声および成果への貢献を考慮した。法的保護を受けるこれら商標・ブランドは、減価償却の対象となっていない。価値の低下が大きく永続的である場合には減価引当金を設定し、その繰入額は費用計上した。取得した営業権 (fonds commerciaux), ライセンス (licences), 特許権 (brevets) および賃貸借権 (droits au bail) は取得原価で計上した。営業権は、40年の最大期

間にわたり定額法で償却している。その他の無形固定資産は、その見積経済的年数に応じて定額で償却した」（1995年度年次報告書46頁）。

すなわち、同グループは、第一回連結差額の分解過程の中で、十分正確に評価できる部分を「商標・ブランド」として分離・計上し、残余を「のれん」とする処理を行なった。当該処理は1989年度から行なわれてきたものである⁽⁶⁾。

1) 分離・計上された無形資産

同グループが計上した無形資産は、「商標・ブランド」に限定される。

2) 分離・計上された無形資産の認識の条件

商標・ブランドの認識の条件としては、「広告費の支出による維持」、「金額の大きさ」、「永続性」、「取得」および「法的保護」を挙げることができる。

3) 分離・計上された無形資産の評価および評価方法

商標・ブランドの評価は、専門コンサルタントの助けを借りて、商標・ブランドの「名声」および「利益への貢献」を考慮して評価した。評価方法の詳細な説明はない。

4) 分離・計上された無形資産の処理－非償却・減損処理

計上した商標・ブランドは、法的保護を受けるものであり、規則的償却の対象となっていない。当該商標・ブランドは、価値の低下が重大かつ永続的な場合に減損処理される。分離・計上商標・ブランドに係る非償却・減損処理という会計方針は、1989年以降一貫して行なわれており、ダノン・グループの会計処理の大きな特徴である。

ダノン・グループは、商標・ブランドに関する上記処理により、結果的に多額の利益の減少を回避している。注記には米国基準を適用していた場合と比較して、連結純利益が1995年度で2億7,800万フラン増加（1994年度では2億6,300万フランの増加）し、連結自己資本が13億7,900万フラン増加（1994年度では11億1,000万フランの増加）したことを明らかにしている（1995年度の年次報告書45頁）。同社の採用した会計基準はこの点においてのみ米国基準と相違していた。

3. のれんおよびその他の無形資産の処理

1) のれんの処理

他方、第一回連結差額のうち、割当てられない

残余部分は、のれんとして計上されている。当該のれんは十分に正確な形で評価できない無形要素を含むものである。

①規則的償却

残余としての「のれん」は40年を超えない期間にわたり償却され、かつ取得時に採用した前提、定めた目標および考慮した見通しを可能な限り合理的に反映する償却計画に従い償却されている。つまり、規則的償却が採用された。

②減損処理の併用

種々のファクターが当初の予想に比して不利な形で変化する場合には、関係するのれんは計画に基づく償却に加えて、減損の対象となっている。

米国基準に従い最大40年の期間での定額償却処理は、同グループが一貫して採用してきた会計処理である。なお、1995年度に計上された償却費は466百万フラン（1994年435百万フラン）に上った。当該償却費の営業利益に対する割合は、1995年度で6.6%（466百万フラン÷7,018百万フラン）、1994年度6.5%（435百万フラン÷6,726百万フラン）であった。

2) その他の無形資産の処理

また、その他の無形資産としては、取得した営業権（fonds commerciaux）、ライセンス、特許権および賃貸借権があり、それらは取得原価で計上され、営業権は最大40年の期間にわたり、それ以外の無形固定資産はその見積経済的年数に応じて定額で償却された。当該処理は、1980年代～1990年代を通じて、同グループが一貫して採用してきた処理である。

(3) カルフル・グループ

カルフル・グループにおける会計基準のタイプは、一貫して「国際的基準対応型」(US-GAAP)である⁽⁷⁾。第3図表は、同グループの取得差額（のれん）を含む無形資産のデータである。これによれば、総資産に占める無形資産の割合は1970・80年代の2%前後から、1990年代に入ると10%前後、さらに1998年度以降は20%を上回り、極めて高い水準となった。同グループの総資産の4分の1は無形資産が占めている。

第3図表 無形要素に関するカルフル・グループの連結財務データ

(単位：1997年まで百万フラン、1998年以降百万ユーロ)

年 度	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
無 形 資 産	5,714	6,138	5,761	6,754	7,233	3,503	7,491	11,970	10,802	10,301
総 資 産	53,391	59,100	64,643	76,347	86,933	17,383	33,751	44,031	43,470	38,924
無形資産÷総資産	10.7%	10.4%	8.9%	8.8%	8.3%	20.2%	22.2%	27.2%	24.8%	26.5%

・無形資産（純額表示）は主として取得差額（のれん）により構成されるが、その他の無形固定資産も含む（各年度の年次報告書により筆者作成）

1. 第一連結差額の処理

1995年度の年次報告書によれば、「無形固定資産」の注記において、「グループ会社により取得された営業権（fonds de commerce）はこれをその取得価額で借方に計上した。参加の取得時に認識した取得差額（取得日の被取得会社の再処理済み純資産の持分部分に対する取得価額の超過額）は、種々の要素へ割当て後第一回連結時の貸借対照表の借方に計上した。これら無形固定資産は20年の期間にわたり定額で償却した。ただし、これより早く価値が喪失している場合には、このかぎりでない。その他の無形固定資産は主としてソフトウェアであり、1年～5年の期間で償却した」（13-14頁）。また「取得差額の項目は、主として、1991年のユ

ーロマルシェの取得時に認識したのれんから構成されている」（16頁）。

上記の注記からは、ダノン・グループの処理と同様、第一回連結差額を認識し当該差額を適切な項目に割当てる原則法に基づき、第一回連結差額の分解過程の中で種々の資産要素への割当を実施し、残余を「取得差額」として無形固定資産に含めて計上したことがわかる。

2. 無形資産の分離・計上

同グループが、第一回連結差額の分解・割当てプロセスの中で、無形要素を分離・計上したどうかは明確でない。しかし、無形固定資産として、取得営業権、取得差額およびその他の無形固定資

産が挙げられ、「その他の無形固定資産」が主にソフトウェアであることから、無形要素の分離・計上は行なわれなかったと見られる。

3. のれんおよびその他の無形資産の処理

1) のれんの処理

①規則的償却

第一回連結差額から評価差額部分を割当てた残額は、これを全額「取得差額」(のれん)として処理した。これら処理はレール・リキッド・グループの処理と同じである。取得差額は20年の期間にわたり定額償却された。取得差額(総額)は1993年が6,201百万フラン、1994年7,206万フラン、1995年が6,905百万フランであり、無形固定資産全体に対する割合は、85.3% (1993年)、82.5% (1994年)、82.6% (1995年)と推移した。取得差額の償却費は1993年が271百万フラン、1994年317百万フラン、1995年が310百万フランに上った。

②減損処理

また、「これより早く価値が喪失している場合にはこのかぎりでない」として、減損処理を併用していることを明らかにした。

2) その他の無形資産の処理

その他の無形資産は営業権およびソフトウェアから構成されているが、いずれも規則的償却の対

象となった。償却期間は営業権が20年、ソフトウェアが1年～5年である。

以上のとおり、取得差額および営業権の20年での規則的償却は、1970年代～1990年代におけるカルフル・グループの一貫した会計方針である。

(4) アルカテル・アルストム (旧 CGE) クループ

CGEは1991年に社名をアルカテル・アルストムへ変更した。さらに、同社は1998年からアルカテル、2006年12月にはアルカテル・ルーセントへと社名変更している。

アルカテル・アルストム (旧 CGE) グループにおける会計基準のタイプは、一貫して「国内基準型」である⁽⁶⁾。第4図表は、同グループの取得差額(のれん)およびその他の無形資産のデータである。同グループの総資産に占める無形資産の割合は1970・80年代を通じて1%未満で極めて低かったが、1990年代には15%前後に大幅に上昇し、2002年度には19%にまで達した。

また、営業利益に対するのれんの償却費の割合は17.7%～212%と極めて高く、2000年代に入ると多額の取得差額償却費の計上により、当期純損失を大きく拡大した。このように、同グループにおけるのれん償却費の影響は極めて大きいものであった。

第4図表 無形要素に関するアルカテル・アルストム・グループの連結財務データ

(単位：1997年まで百万フラン、1998年以降百万ユーロ)

年 度	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
取得差額(のれん)	35,813	41,960	32,178	31,996	29,896	4,036	7,054	7,043	5,257	4,597
その他の無形資産 (商標・ブランド)	3,040 (1,405)	3,177 (1,405)	1,204 (16)	1,326	820	411	313	504	472	312
(ソフトウェア)	(2,744)	(3,556)	(2,838)							
無形資産合計	38,853	45,137	33,382	33,322	30,716	4,447	7,367	7,547	5,729	4,909
総 資 産	260,071	273,942	255,675	248,265	251,772	29,640	34,206	42,978	36,549	25,880
無形資産÷総資産	14.9%	16.5%	13.1%	13.4%	12.2%	15%	17.6%	17.6%	15.7%	19%
取得差額償却費	2,053	2,557	13,464	2,222	2,338	424	471	576	1,933	589
営 業 利 益	11,559	8,042	634	2,903	8,000	997	1,275	2,251	▲361	▲727
取得差額償却費÷営業利益	17.7%	31.8%	212.4%	76.5%	29.2%	42.5%	36.9%	25.%	-	-

- ・取得差額およびその他の無形資産の金額は純額。1993年および1994年の商標・ブランドおよびソフトウェアはその他の無形資産の内訳項目の一部であり、金額は総額表示
- ・無形資産=取得差額+その他の無形資産
- ・2000年度から連結計算書類に係る会計規制委員会 (CRC) 第99-02号 (2000年1月1日施行) を適用 (各年度の年次報告書により筆者作成)

1. 第一回連結差額の処理

1995年度の年次報告書によれば、「取得差額は活動ごとに決定し、20年を超えない期間にわたり定額で償却した。例外的な場合、取得が株式の発行による増資または株式の発行に類似の証券発行により資金調達されているとき、取得差額はこれを連結自己資本に賦課した。市場環境の出来事または変化により、無形固定資産および有形固定資産の価値が喪失するという不測の出来事が生じた場合、これら資産はその帳簿価額を市場価値に帰着させることを目的とする詳細な再検討の対象となった。市場価値は将来の営業利益に基づいて計算した。当該再検討により、市場価値が純帳簿価額を下回っていることが明らかにされるとき、グループは、関係する会社のリストラといったような代替的な戦略の将来の成果に基づいて評価した。取得差額が存在する場合、無形・有形固定資産の純帳簿価額をこのように評価した市場価値に帰着させるために、臨時的な減価償却費を計上した」(72頁)。

以上の記述からは、第一回連結差額の分解・割当ての説明はないが、原則法の処理を採用していると見られる。取得差額の減損処理に関する上記注記および Havas への出資から生じた商標・ブランドに関する下記注記から、取得差額が評価差額を割当てた後の残余としてのものであることが推測されるからである。

2. 無形資産の分離・計上

1995年度の年次報告書には、「1993年および1994年の商標・ブランドは、Havas に出資した Group de la Cité に主に関わるものである」(1995年度年次報告書81頁)との注記があり、その他の無形資産における「商標・ブランド」が第一回連結時に分離・計上されたものであることが推察される。しかし、評価に関する関連情報の記述は一切ない。

3. のれんおよびその他の無形資産の処理

1) のれんの処理

①規則的償却

アルカテル・アルストム・グループは、取得差額(のれん)を20年を超えない期間にわたり定額償却した。1970年代～1980年代、同グループはの

れんを償却しておらず、1990年代には非償却処理から規則的償却処理へ会計方針を変更したことが確認される。

②減損処理の併用

また、市場価値が帳簿価額を下回る場合に減損処理を行い、規則的償却と減損処理を併用している。1995年度の「のれん」の償却費13,464百万フランは、「通常償却費」2,576百万フランと「臨時償却費」10,888百万フランの合計額である。このような「のれん」に係る通常・臨時の償却費は多額に上り、特に臨時償却費(減損)は同グループの連結利益を大きく減少させる要因となった。

③自己資本控除処理

さらに、「いくつかの被取得会社の市場の変化を考慮して、1995年にいくつかの取得差額を臨時的償却した。(中略)1991年および1992年において、グループは、1986年2月17日デクレ第248条-8に規定される例外措置に従い、1991年に1,024百万フラン、1992年に3,331百万フランに上る取得差額を、連結自己資本の剰余金項目に賦課した」(1995年度年次報告書80頁)。

以上の注記から、同グループは、1991年～1992年に自己資本控除処理をも実施したことを明らかにした。

以上のとおり、取得差額の会計方針に関して、アルカテル・アルストム・グループは多様な処理を行っており、非償却処理から規則的償却を基本とする減損処理の併用へと変更し、ケースにより自己資本控除処理も採用したのである。

2) その他の無形資産の処理

分離・計上された商標・ブランドを除けば、その他の無形資産はソフトウェアおよびその他から構成されており、規則的償却に加えて減損処理を併用している。償却期間は明確にされていない。

(5) ラファルジュ・グループ

ラファルジュ・グループにおける会計基準のタイプは、一貫して「国際的基準対応型」(IAS) (のれんの最大償却期間除外) である⁽⁹⁾。ただし、対応する国際的基準は1970・80年代の英国基準(UK-GAAP)から国際会計基準(IAS)に変更している。

第5図表は、同グループの「のれん」およびその他の無形資産のデータである。これによれば、

総資産に占める無形資産の割合は、1975年以降1%未満と極めて低くかったが、1990年代には大幅に上昇し、前半に20%前後、後半には27%にまで達した。

同グループの総資産の4分の1以上が無形資産

により構成されている。また、のれんの処理は自己資本即時一括控除処理から償却処理に変更されており、これにより、営業利益に対するのれん償却費の割合は6%~8%に達し、期間利益に大きく影響することとなった。

第5図表 無形要素に関するラファルジュ・グループの連結財務データ

(単位：1998年まで百万フラン，1999年以降百万ユーロ)

年 度	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
の れ ん	3,349	3,673	3,939	4,611	13,432	17,510	3,157	2,820	4,974	4,633
その他の無形資産 (商標・ブランドおよび市場シェア)	3,214 (2,901)	3,627 (3,314)	3,601 (3,233)	3,872 (3,214)	4,479 (3,721)	5,185 (4,205)	1,079	1,127	3,225	2,835
無 形 資 産 合 計	6,563	7,300	7,540	8,483	17,911	22,695	4,236	3,947	8,199	7,468
総 資 産	35,404	35,638	37,535	42,555	73,731	82,250	18,236	20,897	29,902	26,639
無形資産÷総資産	18.5%	20.5%	20.1%	19.9%	24.3%	27.6%	23.2%	18.9%	27.4%	28%
負 の の れ ん	1,074	1,494	2,011	-	-	-				
の れ ん 償 却 費	144	155	165	192	70	700	108	120	142	158
営 業 利 益	3,462	4,332	4,437	4,047	5,521	9,304	1,707	1,927	2,171	1,823
のれん償却費÷営業利益	4.2%	3.6%	3.7%	4.7%	1.3%	7.5%	6.3%	6.2%	6.5%	8.7%

- ・のれんおよびその他の無形資産の金額は純額
- ・商標・ブランドおよび市場シェアはその他の無形資産の内訳項目の一部である。
- ・無形資産（純額）＝のれん＋その他の無形資産
- ・2000年度から連結計算書類に係る会計規制委員会（CRC）第99-02号（2000年1月1日施行）を適用（各年度の年次報告書により筆者作成）

1. 第一回連結差額の処理

1995年度の年次報告書によれば、「被連結会社への投資原価（関連取得費用を含む）と取得日の純資産公正価値の持分部分との差額はのれんとして処理した。のれんは、十分正確に評価できないまたは状態を検証するのが難しい無形資産を含む。負ののれんは引当金に計上した」（47頁）。

当該注記から、ラファルジュ・グループが取得日の子会社純資産の「公正価値」を基準に資本連結処理を行ったことがわかる。これにより、同グループの1995年度連結計算書類には、「第一回連結差額」という表現が見られない。

2. 無形資産の分離・計上

1995年度の年次報告書によれば、「帳簿価額に対する公正価値の超過額は貸借対照表上適切に分類され、項目に応じて会計処理した。これは、平均的収益性に基づき客観的方法を用いて十分に評価できる限りにおいて、特に市場シェアおよび商標・ブランドといった非償却無形資産を含む。

将来の期間に、当該無形資産の価値が変化する場合、同一の規準を用いて状態を検証し、必要ある場合には当該資産の減少を引当てた。少数株主持分については、被取得会社の計上資産の再評価額における持分部分を貸記した」（47頁）。

上記のとおり、同グループは、子会社純資産の簿価と公正価値との差額を分解し、適切な項目に割当てた。これには、有形固定資産に係る評価差額だけでなく、市場シェアおよび商標・ブランドといった無形要素が含まれている。すなわち、ラファルジュ・グループは公正価値基準の資本連結処理において、子会社純資産の公正価値評価のプロセスの中で、市場シェアおよび商標・ブランドを分離・計上したのである。

1) 分離・計上された無形資産

同グループが計上した無形資産は「市場シェア」および「商標・ブランド」である。

2) 分離・計上された無形資産の認識の条件

「十分に正確な評価」と「客観的な方法による評価」が認識の条件となった。

3) 分離・計上された無形資産の評価および評価方法

市場シェアおよび商標・ブランドの評価は、平均的収益性に基づき客観的方法を用いて行なわれた。評価方法の詳細は説明されていない。

4) 分離・計上された無形資産の処理—非規則的償却・減損処理

同グループは、計上した市場シェアおよび商標・ブランドを規則的に償却せず、減損処理の対象とした。すなわち、将来に、当該無形資産の価値が変化する場合、当初の規準と同一の規準を用いて状況を検証し、必要ある場合には当該資産の価値減少を引当てたのである。

3. のれんおよびその他の無形資産の処理

1) のれんの処理

「無形資産は償却資産と非償却資産を含み、償却資産（例えば、特許権、ライセンスおよび賃貸借権）は見積有効年数を超えない期間にわたり定額法を用いて償却し、非償却資産（例えば、市場シェアおよび商標・ブランド）はのれんの注記に記述した規準を満たすものである」（48頁）。

また、「無形固定資産の償却を扱う新 IAS が明確になるのを待つ間、本グループは、（当該新基準の適用を2年間延期できるのを認めた証券取引委員会

(COB) のオプションを使って) 引続き、のれんを40年を超えない期間にわたり償却した。1995年1月1日施行の IAS 第22号は、20年の最大償却期間を定めている。負ののれんは、取得時点の目標および被取得会社の見通しを考慮する計画表に従って、規則的に損益計算書に戻入れられる」。

以上の注記に見られるとおり、正ののれんは最大40年の規則的償却、負ののれんは一定期間利益戻入の処理を実施した。これら会計方針は、同グループが1989年1月1日以降実施した取得に対して適用しており、当該日以前の処理と異なるものである。すなわち、1988年度までは、市場シェア、商標・ブランド、正および負ののれんは、貸借対照表に計上せず剰余金に直接賦課していたのである。

このように、市場シェアおよび商標・ブランドの分離・計上と非償却、およびのれんの規則的償却は1970・80年代の処理とは相違しており、会計方針が大きく変更されている。

2) その他の無形資産の処理

分離・計上された市場シェアおよび商標・ブランド以外に、無形資産としては、特許権、ライセンスおよび賃貸借権があり、これらは見積有効年数を超えない期間にわたり定額法を用いて償却されている。

第6図表 無形要素に関するロリアル・グループの連結財務データ

(単位：1999年まで百万フラン、2000年以降百万ユーロ)

年 度	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
取得差額(のれん)	-	-	123	483	551	582	720	507	687	778
その他の無形資産	5,651	13,121	15,128	21,083	24,248	25,118	21,607	4,135	4,127	4,011
無形資産合計			15,251	21,566	24,799	25,700	22,327	4,642	4,814	4,789
総 資 産	34,213	45,802	47,092	57,392	64,813	69,131	69,834	13,635	14,872	14,973
無形資産÷総資産			32.3%	37.6%	38.3%	37.2%	32%	34%	32.4%	32%
取得差額償却費	-	-	2	28	47	43	43	24	41	50
営 業 利 益	4,660	5,564	6,261	7,357	8,696	9,491	8,569	1,541	1,626	1,778
取得差額償却費÷営業利益	-	-	0.03%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	1.6%	2.5%	2.8%

- ・取得差額（のれん）およびその他の無形資産の金額はすべて純額
- ・無形資産（純額）＝取得差額＋その他の無形資産
- ・1995年度末の「その他の無形資産」において、非償却の営業権が91.7%を占めており、その残高は13,870百万フランに達した
(各年度の年次報告書により筆者作成)

(6) ロレアル・グループ

ロレアル・グループにおける会計基準のタイプは、一貫して「国内基準型」である⁽¹⁰⁾。第6図表は、1993年以降の同グループの「取得差額 (のれん)」および「その他の無形資産」のデータである。総資産に占める無形資産の割合は、1980年代において7%~8%に推移していたが、1990年代に入って30%を超え、大きく上昇しているのがわかる。

同グループの総資産の3分の1は無形要素により構成されていた。当該無形要素は第一回連結差額から分離・計上された非償却の無形資産が大部分を占めており、残余としての償却対象の取得差額は金額的には小さくなった。これにより、取得差額償却費の営業利益に対する割合は0.03%~2.8%に推移し、その影響は小さく抑えられたのである。

1. 第一回連結差額の処理

同グループの1995年度の年次報告書によれば、「第一回連結差額は連結範囲に入る会社の株式の取得価格と取得日のその自己資本における親会社持分部分との差額を表している」(7頁)。

第一回連結差額は「評価差額」と「取得差額」から構成され、「評価差額」は、次のように説明される。すなわち、「分離不能無形固定資産、商標・ブランド、顧客、市場シェアを表す評価差額は、グループ持分までを「営業権 (Fonds commercial)」項目に割当てた (買入れのれん説の採用; 筆者注)。それらは償却せず、毎年その価値評価の対象とした」(7頁)。

1995年度において、第一回連結差額1,802百万フランから「営業権」として割当てた評価差額部分 (分離不能無形固定資産、商標・ブランド、顧客、市場シェア) は1,786百万フラン、有形固定資産として割当てた「評価差額」部分は10百万フラン、持分法適用投資有価証券として割当てた「評価差額」部分は6百万フランであった。このように、評価差額のうち営業権として割当てられた部分が99%を占めたのである。

また、「取得差額」については、「取得差額は第一回連結差額の残余的残高を表すものである。それらは20年を超えない期間にわたり定額で償却し

た」(8頁)。

以上の記述から、同グループは子会社株式の取得価額と当該会社純帳簿価額との差額として第一回連結差額を把握し、これを評価差額と残余の取得差額とに分解した上で (原則法の処理)、評価差額の分解プロセスの中で、無形資産、有形資産、持分法適用株式に割当てたことがわかる。

2. 無形資産の分離・計上

同グループの1995年度の年次報告書によれば、「本グループは、活動部門特有の特徴を考慮するために、営業権項目に割当てた評価差額の価値の変動を毎年継続的に把握すべく、複数の規準を用いた。使用した主要規準は、売上高の変動と収益性である。本グループは、少なくとも年に一回、グループまたは同業他社と比較して、流通および種々の製品市場と比較して、現地通貨で実際と予想の売上高の変動を分析している。これら分析に基づいて、本グループは、必要ある場合、評価差額引当金により減損を行っている。また、収益性の徹底した分析により、場合により調整が可能となる。当該総合的方法に変更はない。

オーディオビジュアル部門に属する会社の評価差額は、「映画と類似の権利」の項目に割当て、15年で償却しており、必要ある場合には追加的な引当てを行なった。15年での償却は、「映画および類似の権利」のライフサイクルに基づいた。当該原則は、現在、この業種で用いられている。

有形固定資産に割当てた評価差額はその全体額を計上し、少数株主持分への割当てを行なった (全面時価評価法の採用; 筆者注)。それらは関係する資産と同一の期間にわたり償却した」(7-8頁)。

以上の記述から、同グループは、第一回連結差額および評価差額の分解プロセスの中で、商標・ブランド、顧客、市場シェアおよび映画と類似の権利を分離し、商標・ブランド、顧客、市場シェアは分離不能無形要素を含めて一括して「営業権」として計上し、「映画および類似の権利」は独立項目として計上したことがわかる。

1) 分離・計上された無形資産

上述のとおり、分離・計上された無形資産は「営業権」と「映画および類似の権利」であり、

営業権は商標・ブランド、顧客、市場シェアおよび分離不能無形資産から構成されている。

2) 分離・計上された無形資産の認識の条件
認識の条件としては、無形資産の「価値変動の継続的把握可能性」が示されている。

3) 分離・計上された無形資産の評価および評価方法

使用した主要な評価規準としては、「売上高の変動」と「収益性」に基づく総合的方法が用いられた。当該方法に関する具体的な説明はない。

4) 分離・計上された無形資産の処理

①営業権の非償却と減損処理

上記の注記によれば、「営業権」は規則的に償却せず、毎年その価値評価の対象となった。すなわち、減損処理の採用である。

②映画および類似の権利の規則的償却・減損併用処理

これに対して、「映画および類似の権利」は当該無形資産のライフサイクルに基づいて15年で償却し、必要ある場合には追加的な減損引当てを行なった。すなわち、規則的償却と減損処理の併用である。なお、映画および類似の権利に関する当該会計方針はその業種の実務に従ったことが示されている。

3. のれんおよびその他の無形資産の処理

1) のれんの処理

「取得差額」(のれん)については、「取得差額は第一回連結差額の残余的残高を表すものである。それらは20年を超えない期間にわたり定額で償却した」(8頁)とされ、残余としての取得差額は最大20年の期間にわたり規則的に償却された。1995年度に計上された取得差額は123百万フランに上った。

2) その他の無形資産

その他の無形資産は、組織費、映画および類似の権利、ライセンス・特許権・商標、営業権、賃貸借権、およびそれ以外の無形固定資産から構成されている。

1995年度末における「その他の無形資産」の残高(純額)は15,128百万フラン、そのうち組織費12百万フラン(0.08%)、映画および類似の権利57百万フラン(0.38%)、ライセンス・特許権・商標

1,148百万フラン(7.59%)、営業権13,870百万フラン(91.68%)、賃貸借権24百万フラン(0.16%)、およびそれ以外の無形固定資産17百万フラン(0.11%)となっており、営業権が91%以上を占めている。

なお、1995年度末における無形資産合計残高(純額)は15,251百万フラン、このうち規則的に償却する「のれん」(取得差額)が123百万フラン(1%)、「その他の無形資産」は15,128百万フラン(99%)、その他の無形資産における非償却の「営業権」が13,870百万フラン(91%)となっており、無形資産の91%を非償却の営業権が占めている。

ロレアル・グループは、1970・80年代において取得差額を償却しなかったが、以上のとおり、従来の取得差額から非償却の無形資産部分を分離すると、会計方針を変更して、残余としての取得差額を償却する処理に変更したのである。

(7) ルイビトン・モエエネシー(LVMH)

ルイビトン・モエエネシー・グループにおける会計基準のタイプは、「国際的基準対応型」(IAS)である⁽¹¹⁾。対応した国際的基準は、1980年代に米国基準(US-GAAP)から国際会計基準(IAS)へと変わった。

第7図表は、同グループののれん、商標・ブランドおよびその他の無形資産のデータである。これによれば、総資産に占める無形資産の割合は、1980年代末以降上昇傾向にあり、1990年代後半には大幅に上昇し、2000年には30%を超えたのがわかる。同グループの総資産の3分1が無形資産である。また、営業利益に対するのれん償却費の割合も2001年には10%を超えた。

同社の特徴は、一貫して、多額に上る商標・ブランドを分離・計上し、これを規則的に償却しない点にある。

第7図表 無形要素に関する LVMH グループの連結財務データ

(単位：1997年まで百万フラン、1998年以降百万ユーロ)

年 度	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
の れ ん	5,507	5,273	4,592	4,452	4,738	18,676	2,973	3,181	3,842	3,516	3,631
商標・ブランド・ その他の無形資産	2,294	2,234	4,836	4,896	9,185	9,512	1,451	2,527	3,415	4,308	4,199
無形資産合計	7,801	7,507	9,428	9,348	13,923	28,188	4,424	5,708	7,257	7,824	7,830
総 資 産	52,830	53,685	64,285	63,833	79,993	99,787	16,294	20,734	23,192	23,832	21,417
無形資産÷総資産	14.8%	14%	14.7%	14.6%	17.4%	28.2%	27.2%	27.5%	31.3%	32.8%	36.6%
のれん償却費	-	-	290	149	159	522	97	102	141	168	262
営 業 利 益	5,486	5,614	6,804	7,206	7,022	8,322	1,184	1,547	1,959	1,560	2,008
のれん償却費÷営業利益	-	-	4.3%	2.1%	2.3%	6.3%	8.2%	6.6%	7.2%	10.8%	13%

- ・のれんおよびブランド・その他の無形資産の金額は純額
- ・無形資産(純額) = のれん + ブランド・その他の無形資産
(各年度の年次報告書により筆者作成)

1. 第一回連結差額の処理

ルイビトン・モエエネシー (LVMH) グループの1995年度の年次報告書によれば、「商標・ブランドは、多くの場合、当社の投資に関連した取得純資産を超過する原価の最も重要な構成要素を表すものである。非常に良く知られかつ確立され、個別に識別可能であり、その効用を検証できる商標・ブランドだけに、連結財務諸表において価値を割当てた。商標・ブランドは原価で表示され、取得した関連活動の利益への貢献に基づき評価した。取得日に用いた基準と同一の基準を用いて、永続的な価値の減損が生じた場合においてのみ、減価引当金を計上した。その他の無形資産は原価で計上し、40年を超えない見積り有効年数にわたり定額法で償却した」(55頁)。

また、のれんに関して、「取得事業の純資産の超過原価(のれん:筆者注)は、取得事業の買収価額と取得日のそれらを基礎づける純資産における本グループ持分の公正価値との差額を表している。償却費は40年を超えない期間にわたり、定額法を用いて計算した。当該償却費は、被連結会社に関わる場合には「管理費」の項目に、持分法適用会社に関わる場合には「関連会社の純利益(損失)における持分」の項目に含めた」(55頁)と注記された。

以上の記述からは、LVMHグループが取得日の子会社純資産の「公正価値」を基準に資本連結処理を実施したことがわかる。これら一連の処理に

は「第一回連結差額」という表現が見られず、当該概念の後退が指摘される。

同グループは子会社純資産の公正価値評価の中で、商標・ブランドを識別・計上し、子会社株式の取得差額と子会社純資産公正価値との差額は「のれん」として計上した。これら処理は1987年度より見られる処理であり、1980年代後半以降、同グループが採用した会計方針の大きな特徴である⁽¹²⁾。

2. 無形資産の分離・計上

1995年度の年次報告書における上記の記述に見られるとおり、同グループは、取得日の子会社純資産の公正価値評価の中で、商標・ブランドを分離・計上した。

1) 分離・計上された無形資産

同グループが計上した無形資産は「商標・ブランド」である。資産化した最も重要な商標・ブランドは、パルファン・クリスチャン・ディオール (Parfums Christian Dior), ジバンシー (Givenchy), グエルラン (Guerlain), ケンゾー (Kenzo), クリスチャン・ラクロワ (Christian Lacroix), ポムリ (Pommery) とヴーヴ・クリコ (Veuve Clicquot), トリビュン (Tribune) とアンバスティール (Investir) (新聞) である。これら商標・ブランドは子会社株式の取得価額と当該会社純資産簿価との差額の大部分を占める。

2) 分離・計上された無形資産の認識の条件

同グループが採用した商標・ブランドの認識の

条件としては、「確立された名声」、「個別識別可能性」および「効用の検証可能性」である。

3) 分離・計上された無形資産の評価および評価方法

無形資産の評価に関して、同グループは、商標・ブランドを原価で表示し、取得した関連活動の利益への貢献度に基づき評価している。また、本グループにより開発されたものも含めて、取得商標・ブランドだけを貸借対照表に計上した。計上金額は取得日に確定した評価に一致するものである。

さらに、評価方法の詳細については、「ブランド評価方法は業種ごとに異なる。その評価は税引き後の純利益または総利益の資本化額、収入に対する倍数の適用、あるいはこれら方法の組み合わせによった。これら資本化倍数・係数は、ブランドの名声および年数、その耐久性および過去の取引を考慮して調整した」（1995年度の年次報告書60-61頁参照）。

以上の説明から、LVMHグループが採用した商標・ブランドの評価および評価方法の特徴は次のように要約できる。すなわち、

- ・活動の利益への貢献度に基づき商標・ブランドを評価（収益性をベース）
- ・業種ごとに異なる評価方法を採用
- ・評価方法；
 - ・税引き後の純利益または総利益の資本化額
 - ・収入に対する倍数
 - ・これらの組み合わせ
 - ・倍数・係数はブランドの名声および年数、その耐久性および過去の取引を考慮して調整

4) 分離・計上された無形資産の処理

同グループは、分離・計上する商標・ブランドを、一貫して規則的償却の対象としない。取得日に用いた基準と同一の基準を用いて、永続的な価値の減損が生じた場合においてのみ、減価引当金を計上した。

1995年度の場合、商標・ブランドおよびその他の無形資産4,896百万フラン（1994年度4,836百万フラン）のうち、「商標・ブランド」が4,648百万フラン（1994年度4,623百万フラン）、商標・ブランド以外のその他の無形資産（特許権、専売権、賃貸借権等）が248百万フラン（1994年度213百万フラン）と

なっており、商標・ブランドおよびその他の無形資産に占めるブランドの割合は94.9%（1994年度95.6%）であり、商標・ブランドが大部分を占めた（1995年度の年次報告書60頁参照）。

3. のれんおよびその他の無形資産の処理

1) のれんの処理

1995年度の年次報告書における上記の注記によれば、ルイビトン・モエエネシー（LVMH）グループにおいて、のれん（「取得事業の純資産の超過原価」と表現）は取得事業の買収価額と取得日のそれら純資産におけるグループ持分の公正価値との差額であり、40年を超えない期間にわたり定額法により償却された。当該償却処理は、米国基準対応の1984年度から同グループが一貫して採用してきた会計方針である。

2) その他の無形資産の処理

商標・ブランド以外のその他の無形資産としては、主として特許権、専売権、賃貸借権などがあり、同グループは一貫して見積有効年数が40年のいずれか短い期間で定額償却してきた。

以上のとおり、ルイビトン・モエエネシー（LVMH）グループは、公正価値ベースの資本連結処理を採用し、その際、商標・ブランドを分離・計上した。商標・ブランドの分離・計上は1987年度より見られる処理である。

しかし、同グループは、分離・計上した商標・ブランドの処理に関しては、当初の規則的償却から非償却・減損処理に変更し、会計方針を大きく変更したのである。

(8) ペシネー・グループ

ペシネー・グループにおける会計基準のタイプは、一貫して「国際的基準対応型」（1993・94年はIAS, 1995年以降US-GAAP）である⁽¹³⁾。しかし、対応した国際的会計基準は、1980年代が国際会計基準（IAS）・米国会計基準（US-GAAP）（一部除外）、1990年代に入ると1993・94年がIAS, 1995年以降は米国基準（US-GAAP）と目まぐるしく変更されてきた。なお、ペシネーは2003年にカナダ企業グループのアルカン（Alcan）により買収され、消滅している。

第8図表は、同グループの「のれん」およびそ

他の無形資産のデータである。これによれば、総資産に占める無形資産の割合は1990年代の前半には20%前後に達しており、1970年代～1980年代に2%前後で推移していたのと比較して、大幅に上昇したのわかる。

しかし、当該割合は、1999年度にグループ総資産の減少にあわせて前年の18.2%から9.3%に大きく低下した。他の企業グループが1990年代から2000年代にかけて当該割合を大きく上昇させたのと比べて対照的である。

第8図表 無形要素に関するペシネー・グループの連結財務データ

(単位：1997年まで百万フラン、1998年以降百万ユーロ)

年 度	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
の れ ん	16,511	12,435	8,793	9,638	10,905	1,485	531	642	860
その他の無形資産	1,600	1,439	1,276	1,302	1,393	191	179	166	145
無 形 資 産 合 計	18,111	13,874	10,069	10,940	12,298	1,676	710	808	1,005
総 資 産	73,202	69,562	56,005	56,202	59,536	9,198	7,614	7,975	8,683
無形資産÷総資産	24.7%	19.9%	19.5%	19.5%	20.7%	18.2%	9.3%	10.1%	11.6%

- ・のれんおよびその他の無形資産の金額は純額
- ・無形資産（純額）＝のれん＋その他の無形資産
(各年度の年次報告書により筆者作成)

1. 第一回連結差額の処理

1995年度の同グループの年次報告書によれば、「買収価額と被取得純資産帳簿価額との差額は、公正価値が明確に決定できる有形資産と無形資産および負債に割当てた。買収価額が被取得純資産の公正価値を上回る超過額はのれんに割当てた」(F-8頁「無形資産」の注記)。

これから、第一回連結差額に関して、買収価額と被取得純資産帳簿価額との差額のうち、公正価値を基準に評価差額部分を有形資産と無形資産および負債に割当て、被取得純資産公正価値に対する買収価額の超過額をのれんとして処理したことが明らかである。いわゆる原則法処理である。

2. 無形資産の分離・計上

上記の注記からは、同グループが買収価額と被取得純資産帳簿価額との差額から、無形要素を分離・計上したことが推察される。その内容に関する詳細は明らかにされていない。

3. のれんおよびその他の無形資産の処理

1) のれんの処理

①規則的償却

上記の注記に見られるとおり、同グループは、被取得純資産の公正価値に対する買収価額の超過額を「のれん」として処理した。当該のれんは、

「40年を超えない期間にわたり定額法で償却した」(F-8頁)。最大40年での規則的償却処理は、同グループが1980年代から採用してきた会計方針である。

②減損処理の併用

1995年度の年次報告書によれば、「のれんの純額は、関連する資産の収益性と価値を永続的に損なった可能性の高い変化を反映させるために、定期的に見直している。評価方法は利用可能なときには市場価値、あるいは割引キャッシュ・フロー法といったその他の技法を使用した」(F-8頁)。

さらに、「のれん」に関する注記5では、「本グループはのれんの減損を測定するために公正価値アプローチを用いている。収益性およびキャッシュ・フローの傾向から、のれんの帳簿価額に永続的な減損が生じたことが明らかである場合に、公正価値の方法を個別ベースで個々の事業単位に適用した。公に取引されている比較可能な会社がある事業単位の場合、その公正価値を決定するにあたって、本グループは現在の上場市場価格に基づいた価格/収益倍数アプローチを用いた。全体的な公正価値を算出するために、比較可能な会社についての平均価格/収益倍数を、経営者が最良に見積った各事業単位の営業利益に適用した。公に取引されている比較可能な会社がない事業単位の場合、その公正価値の決定する上で、本グループ

は割引キャッシュ・フロー・アプローチを用いた」(F-13頁)。

このように、のれんの処理に関して、同グループは規則的償却に加えて減損を実施した。これにより、ペンネ・グループにおける「のれん」の処理は、最大40年の規則的償却から規則的償却と減損の併用処理へ移行した。なお、のれんの償却累計額は1993年度が2,403百万フラン、1994年度2,216百万フラン、1995年度が2,395百万フランに上った。

2) その他の無形資産の処理

その他の無形資産としては、フランス電力との電力使用者権、特許権およびライセンスなどが挙げられ、その見積有効年数にわたり償却した」(F-8頁)。その構成要素としては、電力使用者権が大部分を占め、その他の無形資産の84%に達した。なお、1995年度のこれら資産の償却費は132百万フランに上った。

(9) アバンティス (旧ロヌ・プーランク) グループ

ロヌ・プーランクは、1999年1月に、ドイツ旧ヘキスト (Hoechst) 社と合併して新会社アバンティス (Aventis) を発足させた。その後、アバンティスは2004年にサノフィ・シンテラボ (Sanofi-Syntelabo) により買収され、サノフィ・アバンティス (Sanofi-Aventis) となっている。

アバンティス (旧ロヌ・プーランク) グループにおける会計基準のタイプは「国際的基準対応型」(US-GAAP) である⁽¹⁴⁾。第9図表は、同グループの「のれん」を含む無形資産のデータである。これによれば、同グループの総資産に占める無形資産の割合は従来比較的低かったが、1990年代には大幅に上昇し、特に1997年以降は35%前後に推移した。すなわち、同グループの総資産の3分の1以上は無形資産であった。

営業利益に対する無形資産償却費の割合は15%～145%の間で大きく変動し、当該償却費の業績に与える影響は極めて大きい。

第9図表 無形要素に関するロヌ・プーランク・グループの連結財務データ

(単位：1998年まで百万フラン、1999年以降百万ユーロ)

年 度	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
取得差額(のれん)	24,672	33,559	34,533	47,079	-	-	-	-	-
商標・ブランド等	2,201	5,331	5,772	11,760	-	-	-	-	-
無形資産合計	26,873	38,890	40,305	58,839	54,516	15,092	14,822	14,264	11,144
総 資 産	122,641	135,408	141,840	164,849	159,514	41,578	42,183	39,234	31,073
無形資産÷総資産	21.9%	28.7%	28.4%	35.7%	34.2%	36.3%	35.1%	36.4%	35.9%
無形資産償却費	1,118	1,235	1,623	2,293	2,418	414	752	650	1,021
営 業 利 益	6,938	7,458	8,515	1,574	8,772	▲130	1,369	4,289	3,851
無形資産償却費÷営業利益	16.1%	16.6%	19.1%	145.7%	27.6%	-	54.9%	15.2%	26.5%

- ・無形資産＝取得差額(のれん)＋その他の無形資産。取得差額(のれん)、商標・ブランド等および無形資産合計の金額はいずれも純額。商標・ブランド等は商標・ブランド、特許権およびソフトウェアを含む
- ・1999年以降の無形資産償却費の数値は取得差額償却費の数値。また、同社の営業利益はのれんを含む無形資産の償却費控除後の数値であるため、控除前の数値に修正した
(各年度の年次報告書により筆者作成)

1. 第一回連結差額の処理

旧ロヌ・プーランク・グループの1995年度の年次報告書によれば、「取得差額は被連結会社の取得価格と取得日の資産・負債の評価額に基づく純資産におけるグループ持分との差額で割当てられなかったものを表している。これら取得差額は最大40年の期間にわたり定額法に従い償却した。取

得差額の棚卸価値を決定するために、本グループは、純帳簿価額と被取得会社の期待営業キャッシュ・フローの非割引価値とを比較していずれか低い方を採用した。当該評価の際に、本グループは、現在の営業利益、傾向と見通し、ライバル企業および一定のその他の経済的要因といった要素を考慮した。その他の無形固定資産(主として特許権

および商標・ブランド)は、予想使用期間に対応しかつ40年を超えない期間にわたり定額法に従い償却した」(70頁)。

また、「1995年に、株式公開買付けの結果、Rhône-Poulenc Rorer Inc. は1,839百万リーブルで Fisons plc 社の資本の100%を取得した。2,401百万ドルの第一回連結差額は、特に、費用に認識計上された研究開発に21百万ドル、有形・無形固定資産に650百万ドル、リストラ引当金に100百万ドル、繰延税金負債とその他の引当金に453百万ドルを割当てた。割当て後、取得差額は1,278百万ドルに上った」(74頁)。

以上の記述に見られるとおり、同グループは、被連結会社の取得価格と取得日の純資産簿価との差額として捉えられた第一回連結差額を分解し、研究開発費、有形固定資産と無形固定資産、リストラ引当金、繰延税金負債とその他の引当金に割当てたことが明らかとなる。当該処理はいわゆる原則法処理であるが、資産・負債の公正価値に基づいたものであり、公正価値基準の資本連結処理となっている。

2. 無形資産の分離・計上

無形資産の分離・計上に関しては、同グループは、第一回連結差額の分解・割当てのプロセスの中で無形固定資産を分離・計上している。その詳細は明らかでないが、無形資産の内訳から、この中には「商標・ブランド」が含まれていたものと見られる。なお、商標・ブランドは規則的償却の対象となっている。当該処理は従来から行なわれてきたものであるが、規則的償却をしない他の企業グループと比較して、同グループの大きな特徴といえる。

3. のれんおよびその他の無形資産の処理

1) のれんの処理

①規則的償却

1995年度の上記年次報告書によれば、残余としての取得差額(のれん)は、最大40年の期間にわたり定額法償却されている。なお、1995年度における取得差額償却費は727百万フラン(1994年度725百万フラン、1993年度662百万フラン)に上った。

②減損処理の併用

また、取得差額に対して減損処理を併用しており、減損においては、純帳簿価額と被取得会社の期待営業キャッシュ・フローの非割引価値とを比較していずれか低い方が採用された。当該評価額は、現在の営業利益、傾向と見通し、ライバル企業および一定のその他の経済的要因といった要素を考慮している。

2) その他の無形資産の処理

その他の無形固定資産は主として特許権および商標・ブランドから構成され、これらは予想使用期間に対応しかつ40年を超えない期間にわたり定額法に従い償却された。同年度における特許権、商標・ブランドおよびその他の無形資産の償却費は508百万フラン(1994年度393百万フラン、1993年度373百万フラン)に上った。

以上のとおり、ローヌ・プーランク・グループは、第一回連結差額から「商標・ブランド」を分離・計上しているが、それを規則的償却の対象としてきた。この点は同グループの大きな特徴である。商標・ブランドの規則的償却処理は同グループが一貫して採用してきた処理である。また、のれんの償却に関して、規則的償却に加えて減損処理を併用している。

さらに、取得差額(のれん)およびその他の無形資産の償却期間に関しては、同グループは当該期間を最大30年から最大20年に、さらに最大40年へと目まぐるしく変更してきたのである。

(10) サン・ゴバン・グループ

サン・ゴバン・グループにおける会計基準のタイプは「国際的基準対応型」(IAS; のれんの償却に係る新IAS22号を除く)である⁽¹⁵⁾。対応する国際的基準は1970年度～1983年度が米国基準(US-GAAP)、1984年度以降は一貫して国際会計基準(IAS)である。

第10図表は、同グループの「のれん」およびその他の無形資産のデータである。1970年代～1980年代前半の同グループの総資産に占める無形資産の割合は2%前後～0.6%であったが、1990年代に入ると11%を超え、1998年以降は20%を上回った。2000年代の同グループの総資産のうち、ほぼ4分の1は無形資産が占めていた。

無形資産の大部分は取得差額(のれん)である。

例えば、1995年度の場合、無形資産に占める取得差額の割合は91%であった。また、取得差額（のれん）償却費の営業利益に対する割合は、4%～7%に推移しており、決して小さくない。

第10図表 無形要素に関するサン・ゴバン・グループの連結財務データ

(単位：1997年まで百万フラン、1998年以降百万ユーロ)

年 度	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
取得差額(のれん)	9,530	9,566	10,281	9,568	10,765	18,808	20,517	3,633	4,981	6,004	6,065	5,521
負の取得差額	247	234	203	192	178	165	154	21	85	101	135	121
その他の無形資産	1,487	1,465	1,249	1,141	1,068	5,709	5,852	941	1,155	1,766	1,805	1,914
無形資産合計	11,017	11,031	11,530	10,709	11,833	24,517	26,369	4,574	6,136	7,770	7,870	7,435
総 資 産	94,816	94,850	93,393	90,755	96,492	125,960	135,738	22,182	27,916	31,421	32,142	30,148
無形資産÷総資産	11.6%	11.6%	12.3%	11.8%	12.3%	19.5%	19.4%	20.6%	22%	24.7%	24.5%	24.7%
取得差額償却費	312	309	393	549	318	493	600	102	142	182	184	169
営 業 利 益	7,099	6,414	4,978	7,295	7,783	9,406	10,451	1,776	2,314	2,693	2,681	2,582
取得差額償却費÷営業利益	4.4%	4.8%	7.9%	7.5%	4.1%	5.2%	5.7%	4.4%	6.1%	6.8%	6.9%	6.5%

- ・取得差額（のれん）、その他の無形資産および無形資産合計は純額
- ・無形資産（純額）＝取得差額（のれん）＋その他の無形資産
- ・負の取得差額（負ののれん）は危険・費用引当金の形で計上（各年度の年次報告書により筆者作成）

1. 第一回連結差額の処理

サン・ゴバン・グループの1995年度年次報告書によれば、「資本参加の取得時に認識されかつ会社株式の取得価格と購入時の自己資本持分部分との差額に一致する第一回連結差額は、連結貸借対照表の適切な項目に割当て、割当てられない残余部分は「取得差額」項目に計上した」（27頁）。

上記の注記によれば、同グループが、子会社株式の取得価格と購入時の当該会社自己資本における持分部分との差額から第一回連結差額を把握し、それを分解して連結貸借対照表の適切な項目に割当てたことが明らかである。割当てられない残余部分は「取得差額」（のれん）とされた。当該処理は典型的な原則法処理である。

2. 無形資産の分離・計上

上記の「適切な項目に割当て」という記述からは、同グループが第一回連結差額の分解・割当てのプロセスの中で、無形要素を分離・計上したか否かは明確でない。しかし、注記12「その他の無形固定資産」の内訳には、金額は少ないものの当期の取得により一定額（7.4%）が計上されている。この点からは、非常に少額ながら無形要素を分離・計上していたものと見られるが、詳細は明らかでない。

かでない。

3. のれんおよびその他の無形資産の処理

1) のれんの処理

①規則的償却

1995年度年次報告書によれば、「取得差額の償却期間に係る新IAS22号の適用は、証券取引委員会の了解を得て延期した。その結果、取得差額の償却期間は前年と変わらない。取得差額は、取得時点での発展の見込みを可能な限り合理的に反映する計画に従い償却または戻入した。1990年1月1日以前の取得については、償却期間は一般に25年を超えないものであり、当該日以後の取得については、償却期間は40年を超えないものである」（27頁）。

②減損処理の併用

また、「当初の予測に比較して好ましくない変化が生ずる場合、規則的な償却に加えて、減価引当金の会計記入を行なった」（27頁）。

以上の記述から、サン・ゴバン・グループは、取得差額（のれん）を最大40年の期間で償却したこと、それが証券取引委員会の了解を得てIAS22号の適用を延期した結果であること、規則的償却と減損処理を併用していることが明らかとなる。ま

た、同グループは、1990年代に入って取得差額(のれん)の償却期間をそれまでの最大25年から最大40年に変更している。

2) その他の無形資産の処理

無形固定資産に関しては、「無形固定資産は営業権、商標・ブランド、特許権およびソフトウェアを含むものである。営業権と商標・ブランドは40年を超えない期間にわたり償却した。(中略)特許権およびソフトウェアは見積使用期間にわたり償却した」(28頁)。

以上の注記から、同グループの無形固定資産は営業権、商標・ブランド、特許権およびソフトウェアから構成され、営業権と商標・ブランドは最大40年、特許権およびソフトウェアは見積使用期間にわたり償却したことが明らかとなる。

以上のとおり、サン・ゴバン・グループは原則法処理に基づき、一定の無形要素を分離・計上していたと見られる。また、取得差額(のれん)の処理は、一貫して規則的償却処理を採用してきたが、これに加えて減損処理を併用するものとなった。

さらに、取得差額(のれん)の償却期間に関して、当該期間は当初の最大20年から1971年には最大25年に、さらに1990年からは最大40年に延長されてきた。

(11) トータル・グループ

トータル・グループにおける会計基準のタイプは「国際的基準対応型」である⁽¹⁶⁾。対応した国際的基準は1970年代の米国基準(US-GAAP)から1980年代の国際会計基準(IAS)、さらに1990年代の米国基準(US-GAAP)へと目まぐるしく変化してきた。

第11図表は同グループの「のれん」を含めた無形資産のデータである。総資産に占める無形資産の割合は1970・80年代に1%~3%で推移していたが、1990年代に入ると7%以上に達し、その後3%台までに低下したことが明らかである。

営業利益に対する無形資産償却費の割合は、1990年代に入り9%台まで大きく上昇し、その後変動しながら2%台にまで低下した。その結果、当該償却費の影響は年々低下したのがわかる。

第11図表 無形要素に関するトータル・グループの連結財務データ

(単位：1997年まで百万フラン、1998年以降百万ユーロ)

年 度	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
無 形 資 産	7,288	8,704	8,781	9,124	8,591	8,073	9,375	9,374	1,461	3,112	2,914	3,196	5,504
総 資 産	105,880	114,055	115,600	133,724	134,815	138,961	158,182	151,711	23,165	80,982	87,763	88,600	85,329
無形資産÷総資産	6.9%	7.8%	7.6%	6.8%	6.4%	5.8%	5.9%	6.2%	6.3%	3.8%	3.3%	3.6%	6.5%
無形資産償却費	271	431	585	566	556	549	663	860	105	110	303	319	212
営 業 利 益	7,461	9,782	6,871	6,243	6,394	6,929	9,768	13,072	1,489	2,804	14,213	12,777	10,126
無形資産償却費÷営業利益	3.6%	4.4%	8.5%	9.1%	8.7%	7.9%	6.8%	6.6%	7.1%	3.9%	2.1%	2.5%	2.1%

- ・無形資産の金額は純額
- ・無形資産=のれん+その他の無形資産
(各年度の年次報告書により筆者作成)

トータル・グループの場合、第一回連結差額、のれんおよびその他の無形資産の処理に関する情報は極めて少ない。すなわち、1990年度の年次報告書によれば、「のれんはグループにとっての有効年数を反映するために合理的に見積もられた期間にわたり定額法に従い償却されている。すなわち、1. 新規取得会社については30年；この期間は当事会社の特有の性質に照らして修正される。2. グループの保有割合を変える増資および少数株主

からの持分の取得の場合には、株式市場で購入した株式について10年。のれんの償却は被取得企業の業績により加速化できる」(47頁)との注記がなされただけである。

当該記述からは、同グループが新規取得、持株割合の変動などにより30年または10年を採用し、減損処理を併用したことが明らかとなる。

また、1995年度年次報告書によれば、「取得のれんは30年を超えない期間にわたり定額法に基づ

き償却した」(37頁)と注記された。

のれんの処理に関して、同グループは、1974年度までは非償却を採用し、1975年以降は規則的償却に変更し、さらに1990年代に入ると規則的償却・減損併用処理に変更してきた。

また、償却期間については、1975年度以降は20年、さらに最大10年(1988年度年次報告書15頁参照)、1990年代に入ると最大30年(場合により10年)、その後、最大30年と目まぐるしく変更してきたのである。

(12) アコー・グループ

アコー・グループにおける会計基準のタイプは「国内基準型」であるが、国際的実務にも対応したものである。すなわち、同グループは、「フランス法令における既存のオプションの中で国際的な実務に近づけるのを可能にするオプションを採用した」(1995年度の年次報告書22頁)と注記して、

1966年商社法の適用に係る1967年3月23日適用デクレ第248-8条(1986年2月17日デクレにより導入)により連結計算書類作成上のみ承認された会計処理のオプションを行使して、国際的な実務と大きく相違しない連結計算書類を作成した。

これには、同グループが、ソフィテル、ノボテル、メルキュール、イビスなどのホテル事業を世界的に展開していることがその背景にある。

第12図表は1993年以降の同グループの「取得差額」(のれん)および「その他の無形資産」のデータである。総資産に占める無形資産の割合は、1990年代において15%~20%の間で推移したことがわかる。総資産の6分の1から5分の1は無形資産である。

また、営業利益に対する取得差額償却費の割合は39%から低下して11%から15%の間で変動してきたが、その償却費の期間業績に与える影響は大きいといえる。

第12図表 無形要素に関するアコー・グループの連結財務データ

(単位：1997年まで百万フラン、1998年以降百万ユーロ)

年 度	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
取得差額(のれん)	6,572	6,518	5,572	5,404	7,795	1,274	1,684	1,911	1,879	1,679
その他の無形資産	3,706	3,646	2,960	3,050	3,012	457	530	581	533	479
無形資産合計	10,278	10,164	8,532	8,454	10,807	1,731	2,214	2,492	2,412	2,158
総 資 産	57,662	59,284	54,732	55,434	63,792	9,424	11,052	11,954	12,100	11,275
無形資産÷総資産	17.8%	17.1%	15.6%	15.3%	16.9%	18.4%	20%	20.8%	19.9%	19.1%
取得差額償却費	183	212	206	185	296	60	68	96	102	109
営 業 利 益	469	987	1,281	1,515	2,451	496	595	751	758	703
取得差額償却費÷営業利益	39%	21.5%	16.1%	12.2%	12.1%	12.1%	11.4%	12.8%	13.5%	15.5%

- ・取得差額(のれん)およびその他の無形資産の金額は純額
- ・無形資産(純額) = 取得差額 + その他の無形資産
(各年度の年次報告書により筆者作成)

1. 第一回連結差額の処理

アコー・グループの1995年度年次報告書における「評価差額および取得差額」の注記によれば、「本グループの子会社・参加会社の第一回連結時に、一般に1年を超えない期間内で、取得した識別可能な要素(借方・貸方)の全体の評価を行った。それらの割当て後、評価差額の全体は、以下に注釈するその性質に固有の会計規則に従っている。場合により生ずる残余の差額は「取得差額」の項目の下で貸借対照表上借方に計上し、各業種に固有

の期間にわたり定額法に従い償却した。これら期間の上限は、ホテル・旅行・鉄道車内サービス; 40年、サービス券・企業向ストラン; 40年、一般レストラン・カジノ; 20年、その他; 10年である」(22頁)。

当該注記からは、同グループが第一回連結差額を評価差額と残余としての取得差額に分解し、評価差額を適切な項目に割当てたことが明らかである。すなわち、原則法処理である。

2. 無形資産の分離・計上

無形資産の分離・計上に関しては、「無形固定資産」の注記によれば「取得した無形固定資産はその購入価額で貸借対照表に計上している。第一回連結時に生じた重要な無形固定資産は、独立した専門家の作業に基づいており、事後の把握を可能にする規準を基礎としたものである。それら無形固定資産が非償却性のものであるとき、その価額は場合により引当金の認識を可能にする定期的点検の対象となった。他方、組織費は最大5年の期間にわたり償却した」(22頁)。

さらに、CIWLT社の取得時に生じた評価差額の評価額の事後の把握に関しては、

「1992年1月1日の取得日の評価差額の評価は、適切な鍵となるパラメーター(活動量、生み出される総利益、開発コスト)を考慮して、独立した専門家の報告書に基づき行なった。評価方法と評価規準はこれら価値と場合による減損を把握ならしめるように適用した。有形資産への割当ては、それに関してグループが採用する原則に従い繰延税金の計算を必要とした。

毎年度末に、本グループは、必要ある場合の資産に係る引当金を決定するために、これら評価差額の評価額を再検討している。また、これら固定資産は譲渡予定のものにつき、危険引当金の対象となっている。

1995年12月31日に、Europcarの営業損益の変動により、アコーは、Europcarのネットワークと商標・ブランドを100%減損して、199百万フランの追加的な特別減損を計上した。

CIWLT社の種々の業種の識別可能な無形固定資産の正味価額は、1995年12月31日時点で次のように分解される。すなわち、

- ・市場シェア(鉄道車内サービス) 490百万フラン
- ・ネットワークと商標・ブランド(旅行社) 740百万フラン

1995年12月31日時点の識別可能無形資産の正味価額1,230百万フラン」(1995年度年次報告書33頁)。

以上の注記から、アコー・グループが第一回連結時に、重要な無形固定資産を分離・計上したことが明らかである。

なお、1995年度の無形固定資産は総額3,462百万フラン、償却累計額502百万フランで純額が

2,960百万フランとなっていた。総額の内訳としては、組織費215百万フラン(6.2%)、営業権89百万フラン(14.1%)、鉄道車内サービス市場シェア490百万フラン(14.2%)、企業向レストラン市場シェア0(前年は553百万フラン)、旅行商標・ブランドおよび旅行社ネットワーク740百万フラン(21.4%)、Motel 6商標・ブランド980百万フラン(28.3%)、その他の商標・ブランドおよびネットワーク74百万フラン(2.1%)、その他の無形固定資産474百万フラン(13.7%)であった。

「Motel 6」の商標・ブランドと旅行関係の商標・ブランドおよび旅行社ネットワークが同グループの無形固定資産の半分を占めている。

1) 分離・計上された無形資産

同グループが分離・計上した無形資産は、「営業権」、「市場シェア」(鉄道車内市場シェア、企業向レストラン市場シェア)、「商標・ブランド」(旅行関係およびその他)、「旅行社ネットワーク」などが挙げられる。市場シェアあるいは販売(旅行社)ネットワークを無形資産として計上している点は同グループの大きな特徴である。

2) 分離・計上された無形資産の認識の条件

同グループが挙げた無形資産の認識の条件としては、「事後の価値の把握可能性」である。

3) 分離・計上された無形資産の評価および評価方法

分離・計上した無形資産の評価は、独立した専門家の作業に基づいたものである。また、CIWLT社の取得時に分離・計上した無形資産の評価額の事後の把握に関する注記からは、活動量、生み出される総利益、開発コストを主要なパラメーターとし、評価方法と評価規準はこれら価値と減損を把握ならしめるように適用したことが明らかにされている。評価方法の具体的な説明はない。

4) 分離・計上された無形資産の処理—非償却・減損処理

分離・計上した無形資産は、「非償却性のものであるとき、その価額は場合により引当金の認識を可能にする定期的点検の対象となった」との注記および無形資産の償却累計額の金額から、多くが規則的償却でなく、減損処理の対象とされたことが推察される。詳細は明らかでない。

3. のれんおよびその他の無形資産の処理

1) のれんの処理

残余としての取得差額（のれん）の処理は定額法による規則的償却である。しかし、同グループは業種により異なる償却期間の上限を設定している。すなわち、ホテル・旅行・鉄道車内サービスは40年、サービス券・企業向ストランも40年、一般レストラン・カジノは20年、その他は10年である。この点は同グループの大きな特徴である。

2) その他の無形資産の処理

その他の無形資産は取得時に分離・計上された無形資産と組織費から構成されており、前述のとおり、前者は非償却・減損処理、後者は最大5年での償却が採用されている。

以上のとおり、アコー・グループは原則法処理に基づき、評価差額の分解過程の中で「営業権」、「市場シェア」、「商標・ブランド」、「旅行社ネットワーク」などの無形要素を分離・計上した。市場シェアや旅行社ネットワークの分離・計上は同グループの大きな特徴である。これら無形資産は規

則的償却ではなく、減損処理の対象となった。

また、取得差額（のれん）は規則的償却の対象となったが、償却期間の上限は業種により異なるものが設定されている。この点も同グループの特徴である。

(13) エリダニア・ベガンセイ・グループ

ベカンセイ・グループにおける会計基準のタイプは、「国際的基準対応型」(IAS; 第22号除外)である。第13図表は1990年代における同グループの無形要素に関する連結財務データである。

これによれば、総資産に占める無形資産の割合は16%~20%を推移し、総資産の約6分の1が無形要素となっている。営業利益に対する取得差額（のれん）償却費の割合は4%~6%に推移した。後述のとおり、商標・ブランドを償却しないことで、結果的に無形要素の営業利益に対する影響を抑えた形になっている。なお、同グループは2001年に3つに分割されている。

第13図表 無形要素に関するエリダニア・ベガンセイ・グループの連結財務データ

(単位：1997年まで百万フラン、1998年以降百万ユーロ)

年 度	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
取得差額(のれん)	5,639	4,996	4,884	5,155	5,139	5,324	808	809	588	74
その他の無形資産 (商標・ブランド)	2,077 (1,819)	2,188 (1,922)	3,148 (2,852)	3,049 (2,791)	4,504	4,480	696	702	577	639
無形資産合計	7,716	7,184	8,032	8,204	9,643	9,804	1,504	1,511	1,165	713
総 資 産	44,565	43,908	43,487	45,212	49,670	53,072	8,091	8,474	8,356	2,845
無形資産÷総資産	17.3%	16.4%	18.5%	18.1%	19.4%	18.5%	18.6%	17.8%	13.9%	25.1%
取得差額償却費	154	169	210	246	223	222	38	30	157	-
営 業 利 益	3,618	4,040	3,972	4,001	3,752	3,978	621	377	393	208
取得差額償却費÷営業利益	4.3%	4.2%	5.3%	6.1%	5.9%	5.6%	6.1%	8%	39.9%	-

- ・取得差額（のれん）およびその他の無形資産の金額は純額。商標・ブランドはその他の無形資産の内訳項目の一つ
- ・無形資産（純額）＝取得差額（のれん）＋その他の無形資産
(各年度の年次報告書により筆者作成)

1. 第一回連結差額の処理

ベカンセイ・グループの1995年度年次報告書によれば、「参加取得時に認識された第一回連結差額（取得価額と取得日の被連結会社再処理済み自己資本の持分部分との差額）は、これを被連結貸借対照表の適切な項目に割当てた。資産および負債の識

別可能な要素への当該差額の割当ては、取得後最初の年度末を超えない期間にわたり行なわれた。割当てられなかった残余部分は「取得差額」の項目の下で貸借対照表に計上し、最大40年の期間にわたり償却した。ただし、当該年数より短いことにつき正当な理由がある場合にはこの限りでない。

識別可能要素の価額が第一回連結差額を超過する場合、当該割当ては第一回連結差額の額までとした」(53頁)。

以上の注記から、同グループが原則法処理に基づき、第一回連結差額を認識した上で貸借対照表の適切な項目に割当てたことが明らかとなる。

2. 無形資産の分離・計上

1995年度年次報告書における「無形固定資産」の注記によれば、「本グループは第一回連結差額を識別可能無形要素、とりわけ商標・ブランドに割当てた。その場合、付与した価額は、各々の商標・ブランドの成果への貢献およびその名声を考慮して決定した。名声は特に市場シェア、国際化および法的保護の規準を含むものである」(60頁)。

また、「商標・ブランドは償却していない。商標・ブランドの評価は当該領域における専門コンサルタントの助けを借りて行なった。商標・ブランドは、その法的保護を考慮して、償却していないが、重大かつ永続的な価値低下がある場合には、減価引当金の対象となっている」(52頁)。

以上の記述から、同グループが第一回連結差額から識別可能無形要素を分離・計上したことが明らかである。

1) 分離・計上された無形資産

分離・計上した無形資産としては、「商標・ブランド」、「営業権」などが考えられるが、大部分は商標・ブランドである。

2) 分離・計上された無形資産の認識の条件

認識の条件としては、「成果への貢献性」と名声における「市場シェア」「国際化」「法的保護」が挙げられる。

3) 分離・計上された無形資産の評価および評価方法

商標・ブランドの評価は当該領域における専門コンサルタントの助けを借りて行なった。評価および評価方法については、各々の商標・ブランドの「成果への貢献度」と「名声」を考慮したことが注釈されているが、これ以外に説明はない。

4) 分離・計上された無形資産の処理—非償却・減損処理

分離・計上した「商標・ブランド」は、その法

的保護を考慮して規則的に償却していない。また、商標・ブランドは、重大かつ永続的な価値低下がある場合には、減価引当金の対象となっている。つまり、同グループの会計方針は非償却・減損処理である。

3. のれんおよびその他の無形資産の処理

1) のれんの処理

同グループは、取得差額(のれん)の活動分野別残高を表示している。すなわち、1995年度末時点で、一般家庭用2,150百万フラン、でん粉・派生商品1,306百万フラン、食用油710百万フラン、砂糖・派生商品544百万フラン、飼料387百万フラン、その他58百万フランである。

①規則的償却

取得差額(のれん)の処理に関しては、最大40年の期間にわたる規則的償却を採用している。ただし、当該年数はそれより短いことにつき正当な理由がある場合にはこの限りでない。この点につき、「1995年12月31日に、総価額の約40%はそれより短い20年(1,646百万フラン)および15年(684百万フラン)で償却した」(1995年度年次報告書60頁)。

②減損処理の併用

また、「当期の繰入額は、Cereol Deutschland GmbHに係る1995年1月1日時点の残余取得差額の減価総額(44百万フラン)を含んでいる」として、規則的償却に加えて取得差額(のれん)の減損処理を併用していることを明らかにした。

2) その他の無形資産の処理

第一回連結差額から分離・計上した「商標・ブランド」および残余としての「取得差額」(のれん)以外の無形固定資産は、営業権40年、特許権・ライセンス最大20年、組織費5年およびソフトウェア5年の年数にわたり定額法償却を行なっている(1995年度年次報告書52頁)。

以上のとおり、ベガンセイ・グループは原則法処理に基づき、評価差額の分解過程の中で「商標・ブランド」および「営業権」といった無形要素を分離・計上した。これら無形資産は規則的償却ではなく、減損処理の対象となった。

また、取得差額(のれん)は規則的償却の対象となり、償却期間の上限は最大40年とされたが、

全体額の約40%部分は20年と15年が採用された。このように、取得差額（のれん）の償却は活動分野により異なる償却期間が設定されており、この点は同グループの特徴である。なお、営業権は40年の規則的償却の対象となっている。

(14) ブイグ・グループ

ブイグ・グループにおける会計基準のタイプは「国内基準型」である。しかし、アコーと同様、連結会計上のオプションを行使して国際的実務に対応したものである。第14図表は同グループの無

形資産に関する連結財務データである。これによれば、1990年代から2000年代にかけて、総資産に占める無形資産の割合が6%台から24%台に大きく上昇したことが明らかとなる。

これに対して、取得差額（のれん）の金額は年々低下するとともに、取得差額償却費の営業利益に対する割合も約20%から5%前後にまで低下した。第一回連結差額の多くを非規則的償却の無形資産に分離・計上し、規則的償却の対象となる取得差額（のれん）の部分を大幅に圧縮したからである。

第14図表 無形要素に関するブイグ・グループの連結財務データ

(単位：1997年まで百万フラン、1998年以降百万ユーロ)

年 度	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
取得差額(のれん)	1,835	1,795	1,489	1,208	1,602	208	254	337	366	297
その他の無形資産	2,802	4,469	4,720	4,420	8,446	1,282	2,269	2,937	3,408	5,746
無形資産合計	4,637	6,264	6,209	5,628	10,048	1,490	2,523	3,274	3,774	6,043
総 資 産	69,119	73,329	73,932	72,294	81,563	12,877	16,643	21,183	22,511	24,783
無形資産÷総資産	6.7%	8.5%	8.4%	7.8%	12.3%	11.6%	15.2%	15.5%	16.8%	24.4%
取得差額償却費	174	188	188	190	231	34	42	40	44	42
営 業 利 益	1,720	2,227	909	1,105	2,549	440	495	812	876	1,058
取得差額償却費÷営業利益	10.1%	8.4%	20.7%	17.2%	9.1%	7.7%	8.5%	4.9%	5%	4%

- ・取得差額（のれん）およびその他の無形資産の金額はすべて純額
- ・無形資産（純額）＝取得差額＋その他の無形資産
（各年度の年次報告書により筆者作成）

1. 第一回連結差額の処理

ブイグ・グループの1995年度年次報告書における「取得差額」（のれん）の注記によれば、「取得差額は、取得した参加の購入原価と対応する再処理済み自己資本の持分部分との間で算定される残余の差額を表している。取得差額は、参加の取得者にとって場合により支払ったプレミアム、および識別不能の評価・割当てできない種々の要素を含んでいる。危険引当金に計上した負の取得差額は、5年を超えない期間にわたり利益に戻しられている。その金額は重大なものではない。認められた権限に従い、第一回連結差額の主たる割当ては、1年の期間の末にはじめて確定的なものとなる」(59頁)。

また、第一回連結差額に係る償却累計および引当金の注釈によれば、第一回連結差額は評価差額と取得差額に分解され、評価差額は無形固定資産、

有形固定資産（構築物および土地）、非連結株式に割当てたことが示されている（69頁）。

このように、ブイグ・グループは、第一回連結差額を評価差額と取得差額に分解し、さらに評価差額を無形固定資産および有形固定資産等に割当てたことが明らかとなる。いわゆる原則法処理である。

2. 無形資産の分離・計上

1995年度末における「その他の無形資産」の残高は総額6,159百万フラン、これに係る減価償却累計額・減価引当金は1,439百万フラン、純額が4,720百万フランであった。

「その他の無形資産」の内訳としては、組織費・研究費総額38百万フラン・純額0、許認可権/特許権/貸借権総額339百万フラン・純額206百万フランおよびこれら以外の無形固定資産総額

5,782百万フラン・純額4,514百万フランとなっている。すなわち、「その他の無形資産」において、組織費・研究費および許認可権/特許権/賃貸借権以外の無形資産が95.6%と大部分を占めている。

当該無形資産部分の総額5,782百万フランは、以下のものを含む。すなわち、

- 1990年以降取得した参加の無形要素に割当てた評価差額3,868百万フラン
- 映画活動における Ciby-2000と TF1の制作・共同制作に係る固定資産化した映画・映像権の評価額および各種無形資産1,914百万フラン」(1995年度年次報告書66頁)

とあるように、第一回連結差額の評価差額から割当てられた評価差額部分が3分の2を占め、さらに、当該部分は「その他の無形資産」全体の62.8%に達している。

「その他の無形固定資産」の注記によれば、「1990年以降取得した企業の種々の評価差額は、無形要素:工業権 (fonds d'industrie), 営業権 (fonds de commerce), 市場シェア等に関係するものである。」(57頁)

また、「無形資産に割当てた一定の評価差額は、当期に特別償却の対象となった。取得した子会社の営業権の見積りは、事業の収益性、活動および経済的評価の規準を統合した客観的な指標でかつ永続的な方法に基づいて行なった」(58頁)。

さらに、TF1社(テレビ放送会社)に関するものとしては、「TF1の営業権の年次評価(視聴者、商標・ブランド、ノウハウおよび電波使用認可)は、基本的な3つのパラメータにより構成されるモデルに基づくものである。すなわち、過去4年度に実現した TF1の視聴率、広告の市場シェア、広告上および全体的資源である。1987年の取得当初に決定した営業権の評価は、種々の指数パラメータの変化に応じて見直している」(57頁)。

1) 分離・計上された無形資産

明らかなものとしては、「工業権」、「営業権」および「市場シェア」が挙げられる。

2) 分離・計上された無形資産の認識の条件

考えられる認識の条件としては、識別可能性・評価割当可能性が挙げられる。

3) 分離・計上された無形資産の評価および評価方法

営業権に関して、事業の収益性、活動および経済的評価の規準を総合した客観的かつ永続的方法が用いられた。例えば、TF1の営業権の場合、視聴率、広告の市場シェア、広告上および全体的資源の3つの基本的パラメータに基づく評価が行われている。

4) 分離・計上された無形資産の処理

これら無形資産は規則的償却ではなく、減損処理の対象となった。

3. のれんおよびその他の無形資産の処理

1995年度末の「取得差額」(のれん)残高は総額3,686百万フラン、これに係る減価償却累計額・減価引当金は2,197百万フラン、純額が1,489百万フランであった。

1) のれんの処理

①規則的償却

取得差額(のれん)の処理に関しては、「取得差額は、活動分野、取引の特殊性、変化と収益性の見通しを考慮して、各取得に特有の償却計画に従い償却した。償却計画は定額法であり、3年から最大20年の期間にわたり償却している。例外的に金額の僅少なものは当期に全額償却した」(1995年度年次報告書60頁)とあり、3年~最大20年の期間にわたる規則的償却を採用した。

②減損処理の併用

また、「状況により、残余の取得差額は減価償却と特別の引当の対象となった。これら減価は、関係する実体の活動の見通しとその分野における収益性により補完した会社の純資産を参考に決定した」(60頁)とあり、規則的償却と減損処理を併用したことが明らかである。

2) その他の無形資産の処理

前述のとおり、第一回連結差額の評価差額から分離・計上した無形資産は規則的償却ではなく、減損の対象となっている。これに対して、無形固定資産に計上した映画および映像権は3年から9年、音楽権は2年にわたり定額法により償却した。

以上のとおり、ブイグ・グループは、原則法処理を採用し、評価差額から営業権、市場シェアといった無形要素を分離・計上した。しかも、当該無形要素は規則的に償却しない。これにより、同

グループでは、1990年代から2000年代にかけて、総資産に占める無形資産の割合が大きく上昇するが、第一回連結差額の多くを非規則的償却の無形資産に分離・計上し、規則的償却の対象となる取得差額（のれん）の部分を大幅に減らすことで、期間業績に対するのれん償却費の影響を低く抑えてきた。

b. 第一回連結差額の処理と無形資産計上の特徴

以上、14のフランス多国籍企業グループを取り上げ、1990年代における第一回連結差額の処理と無形資産計上の実態を明らかにした。最後に、検討結果をまとめてみたい。

(1) 会計基準のタイプ

1) 国際的基準対応型

当該タイプとしては、レール・リキッド、ダノン（旧BSN）、カルフル、ラファルジュ、ルイビトン・モエエネシー、ペシネー、アバンティス（旧ロース・プーランク）、サン・ゴバン、トタル、エリダニア・ベガンセイの10企業グループが挙げられる。

対応する国際的基準は、米国基準（US-GAAP）または国際会計基準（IAS）であるが、企業により目まぐるしく変わった。

レール・リキッド、ダノン（旧BSN）、カルフル、アバンティスは、一貫して米国基準（US-GAAP）対応である。

さらに、ペシネーおよびトタルは米国基準（US-GAAP）対応であるが、ペシネーは1980年代が国際会計基準（IAS）・米国基準（US-GAAP）（一部除外）の同時双方対応、1990年代に入ると国際会計基準（IAS）対応から米国基準（US-GAAP）対応へと変更した。また、トタルは1970年が米国基準（US-GAAP）対応、1980年代が国際会計基準（IAS）対応、さらに1990年代には再度米国基準（US-GAAP）対応へと目まぐるしく変更している。

これに対して、ラファルジュ、ルイビトン・モエエネシー、サン・ゴバンおよびエリダニア・ベガンセイは国際会計基準（IAS）対応である。ラファルジュは1980年代までの英国基準（UK-GAAP）

対応から、ルイビトン・モエエネシーは米国基準（US-GAAP）対応からの変更である。また、サン・ゴバンは1970年～1983年度の米国基準（US-GAAP）対応からの変更である。国際会計基準（IAS）対応のこれら企業は、いずれもIAS第22号におけるのれんの償却期間（最大20年）に関する規定を適用除外した。

2) 国内基準型

当該タイプには、アルカテル・アルストム（旧CGE）、ロレアル、アコー、ブイグがある。ただし、アコーとブイグは、連結会計上認められた会計処理のオプションを行使して、国際的な実務に対応している。この意味で、国内基準型・国際的な実務対応と呼べるものである。

(2) 第一回連結差額の処理

いずれの企業の処理も、1990年代にはいわゆる原則法に収斂している⁽¹⁷⁾。ただ、レール・リキッド、ラファルジュおよびルイビトン・モエエネシーの場合、直接、子会社株式の取得価額と当該会社純資産の公正価値との差額を「のれん」とし、公正価値評価の過程で評価差額を資産・負債に割当てるという資本連結処理を行なった。この処理では、第一回連結差額の表現がみられず、当該概念の後退が指摘される。

(3) 無形資産の分離・計上

1) 無形資産を分離・計上した企業グループ

第一回連結差額の分解・割当ての過程であるいは公正価値評価の評価差額の分解・割当ての過程で、無形要素を分離・計上したことが明確な企業は、ダノン（旧BSN）、ラファルジュ、ロレアル、ルイビトン・モエエネシー、エリダニア・ベガンセイ、アコーおよびブイグの7企業グループである。

また、無形要素の分離・計上を明示していないが、分離・計上したことが推測される企業には、アルカテル・アルストム（旧CGE）、ペシネー、アバンティス（旧ロース・プーランク）およびサン・ゴバンの4企業グループがある。

これに対して、レール・リキッド、カルフルおよびトタルの3企業は、無形要素の分離・計上

を実施しなかったと見られる。

2) 分離・計上された無形資産

分離・計上された無形資産は次のとおりである。すなわち、

- ・商標・ブランド；ダノン (旧 BSN)，アルカテル・アルストム (旧 CGE)，ラファルジュ，ロリアル，ルイビトン・モエエネシー，アバンティス (旧 ローヌ・プーランク)，アコー，エリダニア・ベガンセイ
- ・市場シェア；ラファルジュ，ロリアル，アコー (鉄道車内市場シェア・企業向レストラン市場シェア)，ブイグ
- ・顧客；ロリアル
- ・映画および類似の権利；ロリアル
- ・営業ネットワーク；アコー (旅行社ネットワーク)
- ・営業権；アコー，エリダニア・ベガンセイ，ブイグ
- ・工業権；ブイグ

「商標・ブランド」(法的保護を受ける)を計上する企業が最も多く、この他にも「市場シェア」(法的保護なし)および「営業権」を複数の企業が計上している。市場シェアは「のれん」とは別個に識別可能であると考えられている。なお、ロリアルは商標・ブランド、市場シェア、顧客、映画・類似の権利および分離不能の無形資産を、まとめて「営業権」として表示した。

3) 分離・計上された無形資産の認識の条件

以下の条件が存在するときに、無形資産の認識が行われている。すなわち、

- ・広告費の支出による維持；ダノン (旧 BSN)
- ・金額の大きさ；ダノン
- ・永続性；ダノン
- ・取得；ダノン
- ・法的保護；ダノン
- ・十分に正確な評価；ラファルジュ
- ・客観的な方法による評価；ラファルジュ
- ・価値変動の継続的把握可能性；ロリアル，アコー
- ・確立された名声；ルイビトン・モエエネシー
- ・個別識別可能性；ルイビトン・モエエネシー，ブイグ

- ・効用の検証可能性；ルイビトン・モエエネシー
- ・名声における市場シェア，国際化および法的保護；エリダニア・ベガンセイ

このように、無形資産の認識の条件は多様である。また、記述のない企業が多い。

4) 分離・計上された無形資産の評価および評価方法

- これについては、以下の点が挙げられる。すなわち、
- ・名声；ダノン (旧 BSN)，エリダニア・ベガンセイ
 - ・利益への貢献度；ダノン (旧 BSN)，ルイビトン・モエエネシー，エリダニア・ベガンセイ
 - ・平均的収益性に基づく客観的方法；ラファルジュ
 - ・売上高の変動と収益性に基づく総合的方法；ロリアル
 - ・税引き後の純利益または総利益の資本化額，収入に対する倍数またはこれらの組み合わせ；ルイビトン・モエエネシー
 - ・活動量，総利益，開発コストを主要パラメーター；アコー
 - ・収益性，活動および経済的評価の規準を総合；ブイグ

一般に専門家の助けを借りて、取得原価をベースに、客観的な評価を可能にする方法が用いられている。大部分の企業は評価方法の詳細に言及していないが、多くが収益性の指標を用いている。

5) 分離・計上された無形資産の処理

- ・非規則的償却・減損処理；ダノン，ラファルジュ，ロリアル (営業権)，ルイビトン・モエエネシー，アコー，エリダニア・ベガンセイ，ブイグ
- ・規則的償却・減損併用処理；ロリアル (映画・類似の権利)
- ・規則的償却；アバンティス (旧ローヌ・プーランク)

大部分の企業は、分離・計上した無形資産を規則的に償却せず、減損処理を採用した。「商標・ブランド」は一般に法的保護を受け、「市場シェア」は法的保護を受けないものであるが、法的保護の有無に関係なく非規則的償却・減損処理が適用されている。

(4) のれんおよびその他の無形資産の処理

1) のれんの処理

残余としての「のれん」(取得差額)の処理は以

下のとおりである。すなわち、

①規則的償却・減損処理併用

- ・最大40年定額法；ルール・リキッド（減損併用を除き1970・80年代より一貫して採用）、ダノン（旧BSN）（減損併用を除き1970・80年代より一貫して採用）、カルフルー、ペシネー（減損併用を除き1980年代より一貫して採用）、アバンティス（1970・80年代の最大30年，最大20年から最大40年へ変更）、サン・ゴバン（1989年までの最大25年規則的償却から変更）
- ・30年定額法償却；トタル（新規取得）（1974年までの非償却，1975年以降の20年規則的償却，最大10年規則的償却から変更）、エリダニア・ベガンセイ
- ・最大20年定額法；カルフルー（1970・80年代より一貫して採用）、アルカテル・アルストム（旧CGE）（1970・80年代の非償却から変更）、ブイグ
- ・10年定額法；トタル（追加取得の場合）（1974年までの非償却，1975年以降の20年規則的償却，最大10年規則的償却から変更）

②規則的償却

- ・最大40年定額法；ラファルジュ（1988年までの自己資本控除処理から変更）、ルイビトン・モエエネシー（1984年より一貫して採用）
- ・40年定額法；アコー（ホテル・旅行・鉄道車内サービス関係など）
- ・最大20年定額法；ロレアル（1970・80年代の非償却から変更）
- ・20年定額法；アコー（一般レストラン・カジノ）
- ・10年；アコー（その他）

③自己資本控除処理；ルール・リキッド（株式発行による場合）、アルカテル・アルストム（市場変化による臨時償却分）

このように、のれん（取得差額）の処理は1970・80年代と同様、依然として多様な状態にある。最大40年の規則的償却・減損処理併用を採用した企業が多いが、減損を伴わない規則的償却あるいは自己資本控除処理を実施した企業も見られた。また、何よりも、規則的償却の場合の償却期間の多様性が明らかである。この点は、1980年代までの状況と何ら変わっていない。なお、負ののれんに関する処理としては、ラファルジュの一定期間利益戻入（1988年までの自己資本計上処理から変更）が挙げられる。

2) その他の無形資産（分離・計上した無形資産以外のもの）

分離・計上した無形資産およびのれん（取得差額）以外の無形資産の内容とその処理は、以下のとおりである。すなわち、

①構成項目

- ・営業権；ダノン，カルフルー，ロレアル，サン・ゴバン，エリダニア・ベガンセイ
- ・ソフトウェア；ルール・リキッド，カルフルー，アルカテル・アルストム，サン・ゴバン，エリダニア・ベガンセイ
- ・特許権；ルール・リキッド，ダノン，ラファルジュ，ロレアル，ルイビトン・モエエネシー，ペシネー，アバンティス，サン・ゴバン，エリダニア・ベガンセイ
- ・ライセンス；ルール・リキッド，ダノン，ラファルジュ，ロレアル，ペシネー，エリダニア・ベガンセイ
- ・賃貸借権；ダノン，ラファルジュ，ロレアル
- ・映画および類似の権利；ロレアル，ブイグ
- ・音楽権；ブイグ
- ・専売権；ルイビトン・モエエネシー
- ・商標；ロレアル，アバンティス，サン・ゴバン
- ・電力使用者権；ペシネー
- ・組織費；ルール・リキッド，ロレアル，アコー，エリダニア・ベガンセイ

②処理

- ・見積有効年数定額法償却；ルール・リキッド，ダノン，ラファルジュ，ペシネー，サン・ゴバン（特許権・ソフトウェア）
- ・最大40年定額法償却；ダノン（営業権），ルイビトン・モエエネシー，アバンティス，サン・ゴバン（営業権・商標）
- ・40年定額法償却；エリダニア・ベガンセイ（営業権）
- ・最大20年定額法償却；カルフルー（営業権），エリダニア・ベガンセイ（特許権・ライセンス）
- ・9年～3年定額法償却；ブイグ（映画・映像権）
- ・最大5年定額法償却；アコー（組織費），エリダニア・ベガンセイ（組織費・ライセンス）
- ・5年～1年定額法償却；カルフルー（ソフトウェア）
- ・2年定額法償却；ブイグ（音楽権）
- ・規則的償却・減損処理併用；アルカテル・アルス

トム (償却期間不明)

・非規則的償却; ロレアル (営業権)

営業権を計上した企業が多いが、償却期間が大きく相違し、非償却処理の企業も見られる等その処理は一様でない。

(5) 14企業グループにおける無形資産の処理とその財務的影響

最後に、本稿で取り上げた14企業グループにおける無形資産の処理とその財務的影響を考察しておこう。

第15図表 総資産に占めるのれん (取得差額)・無形資産の割合の平均値およびのれん償却費の影響

企業グループ	のれん (取得差額) ÷ 総資産		無形資産合計 ÷ 総資産		のれん償却費 ÷ 営業利益	
	1993~1997年	1998~2002年	1993~1997年	1998~2002年	1993~1997年	1998~2002年
1. レール・リキッド	5.7%	7%	6.5%	8.4%	3.5%	5.5%
2. ダノン	21.3	25.5	34.8	36.4	-	-
3. カルフル	-	-	9.3	24.8	-	-
4. アルカテル・アルストム	13.3	16.5	14.1	17.7	72.7	116.2
5. ラファルジュ	15.1	16.3	23.0	24.9	4.6	6.9
6. ロレアル	0.8	4.5	35.6	32.8	0.4	2.3
7. ルイビトン・モエエネシー	10.4	16.3	18.4	31.3	3.8	9.3
8. ペシネー	18.5	10.5	20.8	12.5	-	-
9. アバンティス	24.8	-	30.3	35.9	26.1	30.2
10. サン・ゴバン	12.2	18.2	14.6	23.5	5.6	6.5
11. トタル	-	-	6.6	4.4	6.7	2.5
12. アコー	11.0	15.1	16.6	19.7	16.1	13.2
13. エリダニア・ベカンセイ	11.1	8.2	18.1	17.6	5.2	16.2
14. ブイグ	2.1	1.5	8.9	17.5	11.4	5.5

- ・ [1993~1997年] と [1998~2002年] の2つの期間に区切ったのは、1998年度からユーロ表示に変わっているためである。なお、ユーロ表示開始年度が企業により若干異なっているため、次の企業の期間には若干のズレがある。すなわち、ラファルジュ (1993-1998年と1999-2002年)、ロレアル (1993-1999年と2000-2002年)、ルイビトン・モエエネシー (1992-1997年と1998-2002年)、ペシネー (1993-1997年と1998-2001年)、アバンティス (1994-1998年と1999-2002年)、サン・ゴバン (1991-1997年と1998-2002年)、トタル (1990-1997年と1998-2002年) およびエリダニア・ベカンセイ (1992-1997年と1998-2002年)
- ・ 無形資産合計はのれん (取得差額) を含む
- ・ レール・リキッドおよびトタルののれん償却費は無形資産償却費の数値 (各企業の年次報告書のデータから筆者作成)

第15図表は1990年代における各企業グループの [のれん (取得差額) ÷ 総資産], [無形資産合計 ÷ 総資産] および [のれん (取得差額) 償却費 ÷ 営業利益] の平均値を示したものである。

これによれば、1990年代末に [無形資産合計 ÷ 総資産] の平均値が20%を超えた企業として、ダノン、カルフル、ラファルジュ、ロレアル、ルイビトン・モエエネシー、アバンティス、サン・ゴバンの7企業が挙げられ、これら企業の無形資産はいずれも総資産の4分の1以上を占めている。当該無形資産の中心は第一回連結時に分離・計上した「商標・ブランド」、「市場シェア」などの無形要素である。

これに対して、[のれん (取得差額) ÷ 総資産] の平均値は25.5%のダノンを除けば、高くても16%~18%に抑えられている。また、[のれん (取得差額) 償却費 ÷ 営業利益] の平均値は企業によって大きく異なり、期間業績に対するのれん償却費の影響は企業によりマチマチである。

しかし、1990年代末に [無形資産合計 ÷ 総資産] の平均値が20%を超えた企業の中で、とりわけロレアルの [のれん償却費 ÷ 営業利益] の平均値の低さは際立っている。同グループの総資産に占める無形資産の割合は平均35.6%、32.8%に達したにもかかわらず、営業利益に対するのれん償却費の割合はわずか0.4%、2.3%である。ラファ

ルジュ, ルイビトン・モエエネシーおよびサン・ゴバンも無形資産の割合に比してのれん償却費の期間業績に対する影響は大きくない。無形資産の割合が最も大きいダノンの場合も, 営業利益に対するのれん償却費の割合は1994年が6.5%, 1995年は6.6%にとどまっている。

1990年代の活発な企業買収により生じた巨額の第一回連結差額から無形要素を分離し, 当該無形要素を規則的償却ではなく減損処理とする一方, 当該分離により規則的償却の対象となる残余としての「のれん」(取得差額)の金額を抑えることで, 期間業績に対する影響が大きくなる結果になっている。

しかものれんの償却期間は多様ながら最大40年と長期にわたる企業が多い。このことは, 国際会計基準 (IAS) 対応型の4企業がそろってIAS第22号ののれんの償却期間 (最大20年) に係る規定のみを適用除外し, ラファルジュ, ルイビトン・モエエネシーおよびサン・ゴバンの3企業が最大40年, エリダリア・ベガンセイが30年の償却期間を採用したことからも明らかである。

このように, 第一回連結差額の処理は, 1990年代において原則法処理に収斂したものの, のれん (取得差額) の処理は依然として多様な状態にあり, しかも第一回連結時における巨額の無形資産の分離・計上とその処理の問題という経営者にとって裁量の余地の大きい領域が新たに生じたといえる。

[未完]

[注記]

(1) クレディ・リヨネとブジョーSA を除外した理由は, 1990年代の連結財務データが十分に入手できなかったためである。この2企業グループに替えて, 同じく1988年当時, 国外の証券取引所に上場していた企業42社から, 前出13企業以外で筆者の手許に1990年代のデータがそろっているアコー, エリダリア・ベガンセイおよびブイグの3企業を新たに取上げた (国外の証券取引所等上場企業42社については, 拙著『フランス財務報告制度の展開』多賀出版, 1998年, 297-298頁参照)。なお, 年次報告書の分析は, 1990年代の中間である1995年度を中心に行った。

(2) 会計基準のタイプについては, 拙稿「フランス連結会計基準の国際的調和 (15)」法政大学経営学会『経営志林』第45巻第1号 (2008年4月), 2頁を参照。すなわち, 企業グループの中には, すでに指摘したとおり, 次のような連結計算書類を作成している企業が見られた。

- ・仏基準の枠内で一部を除き米国基準にも一致
- ・仏基準の枠内で一部を除き国際会計基準にも一致
- ・仏基準の枠内で一部を除き米国基準および国際会計基準にも一致
- ・仏基準の枠内で一部を除き英国基準にも一致

会計基準の類型

類型	国内基準型		国際的基準対応型		
	仏基準	米国基準	IAS	米国基準・IAS	英国基準
会計基準	仏基準	米国基準	IAS	米国基準・IAS	英国基準

国際的に活動している企業グループあるいは外国の証券市場に上場しているグループの中に, こういった形で国際的基準を採用したのが見られた。本稿では当該タイプを「国際的基準対応型」と呼び, 仏基準のみに従ったタイプの「国内基準型」と区別している。「国際的基準対応型」のタイプが可能なのは, 仏基準に詳細が規定されていないものが多かったためである。

- (3) 「原則法」と「簡便法」については, 前出拙稿, 4頁を参照。
- (4) レール・リキッドの1970年代～1980年代の処理については, 前出拙稿, 4-5頁を参照。
- (5) 旧BSNの1970年代～1980年代の処理については, 前出拙稿, 5-6頁を参照。
- (6) 前出拙稿, 6頁参照。
- (7) カルフルの1970年代～1980年代の処理については, 前出拙稿, 6-7頁を参照。
- (8) 旧CGEの1970年代～1980年代の処理については, 前出拙稿, 7-8頁を参照。
- (9) ラファルジュの1970年代～1980年代の処理については, 前出拙稿, 9-10頁を参照。
- (10) ロレアルの1970年代～1980年代の処理については, 前出拙稿, 10-11頁を参照。
- (11) ルイビトン・モエエネシーの1970年代～1980年代の処理については, 前出拙稿, 11-13頁を参照。
- (12) 前出拙稿, 12-13頁参照。
- (13) ペシネーの1970年代～1980年代の処理については, 前出拙稿, 13-14頁を参照。
- (14) 旧ロース・プーランクの1970年代～1980年代の処

理については、前出拙稿、15-16頁を参照。

- (15) サン・ゴバンの1970年代～1980年代の処理については、前出拙稿、16-17頁を参照。
- (16) トタルの1970年代～1980年代の処理については、前出拙稿、17-18頁を参照。
- (17) 1970年代～1980年代における当該処理の多様性については、前出拙稿、19頁にまとめているのでこれを参照されたい。